

# LIBRA

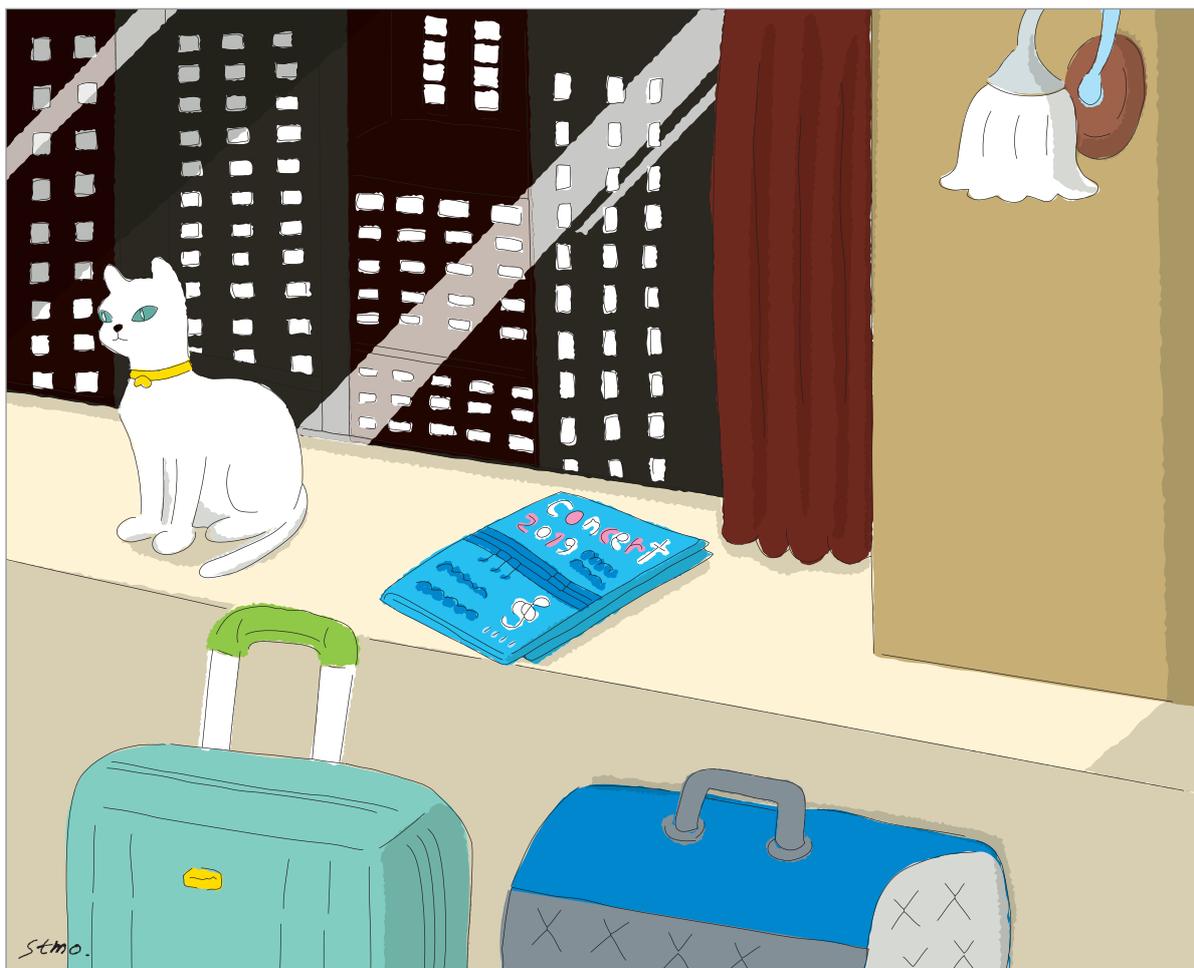
2019年 11 月号

〈特集〉

## 動物愛護法2019年改正と 実務上の課題

〈インタビュー〉

心理カウンセラー 小高千枝さん



# LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS  
2019年11月号

## 特集

### 02 動物愛護法2019年改正と 実務上の課題

- 第1 動物愛護法
- 第2 実務との関係

## インタビュー

### 16 心理カウンセラー 小高千枝さん

## 連載等

- 20 理事者室から：雑感、裁判手続のIT化 永島賢也
- 21 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告  
東京家庭裁判所委員会報告 外国人の家事事件について 折井 純
- 22 常議員会報告（2019年度 第6回）
- 24 もがれた翼パート26「素数とくるみ」の上演を終えて 田畑智砂
- 27 今、憲法問題を語る  
第96回 日韓問題と憲法 殷 勇基
- 28 もっと知ろうよ！オキナワ！  
第24回 ドローン規制法の改正について 市川洋樹
- 30 近時の労働判例  
第79回 佐賀地判平成30年12月25日（佐賀県農業協同組合事件） 山崎貴広
- 32 東弁往来  
第66回 法テラス秩父法律事務所 高橋洋徳
- 34 わたしの修習時代  
司法修習で得た貴重な経験とアドバイス 55期 大橋君平
- 35 71期リレーエッセイ：一人前の弁護士になるために 鯖屋雄大
- 36 心に残る映画：『リトル・ダンサー』 藤崎太郎
- 37 コーヒーブレイク：企業内弁護士と外部弁護士の魅力比較 寒川智美
- 38 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 40 会長声明
- 47 インフォメーション

# 動物愛護法2019年改正と実務上の課題

現在ペットと暮らしている会員、また過去にペットと暮らしたことがある会員は少なくないと思われる。依然として続くペットブームのなかで、動物愛護に対する関心は社会全体で高まっているものの、一方では動物虐待が様々な形で行われているという現実がある。

そのようななか、本年6月に、野生動物以外の動物の取扱いを規制する、いわゆる「動物愛護法」が、近年の問題点に対応するべく、大規模に改正された。

今回の特集では、当会の公害・環境特別委員会動物部会の部会員に、「動物愛護法」の全体像とともに2019年の改正について、解説をしていただいた。また、弁護士業務の中で「動物愛護法」がどのような問題に関わってくるのか、さらに問題解決において必要な視点等についても、今後の課題とともに紹介をしていただいた。

多くの会員にとっては、実務上馴染みの少ない分野ではあると思われるが、日常生活において動物との関わりが少なくない現代において、一度は「動物愛護法」の全体像を把握しておく必要があると思われる。ぜひ、その機会として本特集を役立てていただきたい。

(LIBRA 編集会議 西川 達也)

## CONTENTS

第1 動物愛護法	
1 動愛法を取り巻く状況	2頁
2 動愛法概要	3頁
3 動愛法2019年改正	5頁
第2 実務との関係	
1 弁護士業務との関係	7頁
(1) 多頭飼育崩壊	
(2) 遺棄と所有権	
(3) ペットショップ	
(4) 動物愛護団体	
(5) 虐待動画	
(6) ペット信託	
(7) その他	
2 今後の課題	10頁
(1) 産業動物	
(2) 実験動物	
(3) 展示動物	
(4) 保護法益	

## 第1 動物愛護法



公害・環境特別委員会 動物部会 部会員 榎木 圭祐 (67期)

### 1 動愛法を取り巻く状況

動物に関する法律というと、狂犬病予防法や鳥獣保護法等と並び動物愛護法（「動物の愛護及び管理に関する法律」、以下「動愛法」という）が思い浮

かぶものと思われるが、本稿ではもっぱら動愛法について論ずる。動愛法は、動物愛護に対する社会的関心ないし動物虐待に対する非難の高まりを受け、本年6月、従来からの懸念事項に関する大規模な改正・公布がなされ、各改正点について、順次施行さ

れるのを待っている状況である。

以下、動愛法の概要及びペットに関する規定の内容を概観した上で、2019年の主たる改正点について述べる。

なお、動愛法に関する政省令等として、動愛法施行令（政令）、動愛法施行規則（省令）の他、動物取扱業者の遵守すべき基準を示した「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（環境省告示）等の各告示類等がある。

## 2 動愛法概要

### (1) 動愛法の目的

動愛法は、他の多くの法律と同様、第1条にその目的規定を置いている。

法1条（以下、特に指定がない場合には、動愛法を指すものとする）の内容は、以下のとおりである。まず、①動物の愛護に関する事項を定めることを手段として、「国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること、②動物の管理に関する事項を定めることを手段として、「動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止すること、これらによって、③「人と動物の共生する社会の実現を図ること」を最終的な目的と定めている。

### (2) 動愛法の対象動物

#### ア 対象動物の区分

動愛法の対象となる動物については法律上明記されていないが、第1条の目的規定からは、人とのかわり合いがある動物を想定していると読み取ることができる。したがって、対象動物としては、純粋

な野生状態にある動物以外の飼養動物、すなわち人に飼養されている動物であり、講学上、以下の四つの区分に分類することができる。

#### ① 家庭動物

愛玩動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養・保管されている動物等

#### ② 展示動物

動物園動物、触れ合い動物、販売動物、撮影動物等

#### ③ 実験動物

実験等の利用に供するため、施設で飼養・保管している哺乳類・鳥類に属する動物等

#### ④ 産業動物

産業等の利用に供するため、施設で飼養・保管している哺乳類・鳥類に属する動物等（畜産動物を含む）

#### イ 条文の適用

動愛法は、対象となる動物の利用目的によって適用範囲が異なり、条文によって適用される動物とそうでない動物とが混在するという複雑な規定となっている。例えば、家庭動物と展示動物には終生飼養の努力義務が課されているが、産業動物や実験動物については食肉や実験等の目的を達成することが優先されているため終生飼養は想定されておらず、苦痛の軽減に主眼が置かれている。

### (3) 動愛法の基本原則と5つの自由

#### ア 5つの自由

「5つの自由（Five Freedoms）」は、動物の福祉を確保するための基本的な考えとして提唱されたものである。（具体的には15頁にて詳述する。）

#### イ 動愛法の基本原則

動愛法は、2条において5つの自由のうち「恐怖

や不安からの自由」を除く4つの自由の趣旨が明記されていると考えられている。

#### (4) 動愛法上の規制

##### ア 動物取扱業者に対する規制

現在の動愛法は、動物取扱業者に対する規制を中心として構成されている。

##### (ア) 動物取扱業者とは

動物取扱業者には、第一種動物取扱業者と、第二種動物取扱業者がある。

- ① 第一種動物取扱業者は、動物の販売、保管、貸出し、展示、競りあわせ、譲受飼養を営利目的で業として行う者をいう（法10条、施行令1条）。販売目的の繁殖業者（ブリーダー）、ペットショップやペットホテルといった営利性を持つものは、第一種動物取扱業者に該当する。

第一種動物取扱業者は、動物の適正な取扱いを確保するための基準を満たした上で、都道府県知事等の登録を受けなければならない（登録制）。

第一種動物取扱業者が動愛法や同法施行規則の定める基準に適合しなくなった場合等について、都道府県知事はその登録の取消し、業務停止等を命じることができるが（法19条）、処分は必要的なものではなく、任意のものとなっている。そのため、都道府県知事等が適切に対応する姿勢を取るかどうか運用がゆだねられている。

- ② 第一種動物取扱業者のうち、犬又は猫その他環境省令で定める動物の販売や販売のための繁殖を行う者を「犬猫等販売業者」（法10条3項）といい、第一種動物取扱業者に

課せられる義務の他、特別の規制を受ける。

- ③ 第二種動物取扱業者は、動物の譲渡・保管・貸出し・訓練・展示を、非営利で、業として行うものをいう（法24条の2）。動物の保護や譲渡活動を行う動物愛護団体がこれに含まれる。飼養施設を設置していること、取り扱う動物が一定数以上である場合には都道府県知事等に届出をしなければならない（届出制）。

##### (イ) 第一種動物取扱業者に関する一般的な規制

- ① 基準遵守義務（法21条）
- ② 動物取扱責任者の選任（法22条）
- ③ 感染性の疾病の予防（法21条の2）
- ④ 動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等（法21条の3）及び終生飼養の確保（法22条の4）
- ⑤ 犬猫等健康安全計画の策定（法10条3項2号）
- ⑥ 犬猫等の個体に関する帳簿の備付け（法22条の6）

（⑤⑥は犬猫等販売業者のみに対する規制）

##### (ウ) 第一種動物取扱業者に関する流通前、流通段階での規制

- ① 繁殖の規制（動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（環境省告示）5条3項）
- ② 週齢規制（法22条の5）
- ③ 販売に際しての情報提供（法21条の4）

##### (エ) 第二種動物取扱業者の規制

第一種動物取扱業者が登録制であるのに対して、第二種動物取扱業者は届出制となっている。

第二種動物取扱業者には、適正飼養の責務が課されている（法24条の4・21条1項、施行規則10条の9）。

## イ 一般の飼い主等に対する規制

動愛法は一般の飼い主等に対しても規制をしている。

- ① 動物を適切に管理する責務（法7条1項）
- ② 他人への危害や近隣への迷惑の回避の義務（法7条1項）
- ③ 感染症の知識、予防の義務（法7条2項）
- ④ 逃走防止、迷子防止のために飼い主の明示のための措置（法7条3項、6項）
- ⑤ 終生飼養の義務（法7条4項）
- ⑥ 繁殖制限の措置（法7条5項）

## ウ 引取り拒否について

動愛法は、犬猫等販売業者に対しては法22条の4で、飼い主等に対しては法7条4項で、それぞれ終生飼養義務を課している。

終生飼養義務が定められたことにより、都道府県等の動物愛護センターに持ち込まれた犬猫の引取り義務があったものが、一定の場合には引取りを拒否できるようになった（法35条1項）。

## エ 罰則

主な罰則は以下のとおりである。

### (ア) 動物殺傷罪（法44条1項）

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられる。なお、「愛護動物」については、同条4項1号で、「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる」、同2号で、「前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの」と定義されている。

### (イ) 動物虐待罪（法44条2項）

愛護動物に対して、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使するなどの虐待を行った場合には、100万円以下の罰金に処せられる。

### (ウ) 遺棄（法44条3項）

愛護動物を遺棄した場合、100万円以下の罰金に処せられる。

### (エ) 特定動物の飼養又は保管に関する規制違反（法45条）

特定動物に関して、許可を受けずに飼養・保管した場合、不正の手段によって特定動物の飼養・保管の許可を得た場合などには、6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。「特定動物」とは、「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物」とされている（法26条1項）。

## 3 動愛法2019年改正

### (1) 改正の経緯

動愛法は5年ごとに見直しをすることとされているところ、近年の動物の殺傷、虐待への対処、ペット流通や不適切な動物取扱業者に関する諸問題、動物殺処分等の根本的な問題に対応するため、2019年6月に大規模な改正が行われた。

### (2) 改正点

以下、主な改正点について述べる。

#### ア 動物殺傷罪の厳罰化（改正44条1項）

現行法は、愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処すると定めるが、改正法では、「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」へと引き上げられた。

これは、動物虐待が後を絶たないこと、近年では特にインターネットを介して動物虐待動画等を配信するなどの行為が後を絶たず動物虐待に対する厳格な対処が必要とされていたこと等が背景にあると考

えられる。法定刑が5年となることで、初犯でも執行猶予とならない場合が想定され、実務的にも大きな意味を持つ改正である。また、2012年に続いている連続で、しかも倍以上もの法定刑の引上げとなった点からも、動物虐待の防止に対する強い姿勢が見て取れる。なお、動物虐待罪についても現行法の100万円以下の罰金から1年以下の懲役又は100万円以下の罰金へと厳罰化が図られた。

#### イ 第一種動物取扱業者（犬猫等販売業者）に対する規制強化（新21条2項、3項）

- ① 環境省令で定める遵守基準について、遵守基準（飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等）をできる限り具体化したものでなければならないとする改正がされた。

現行法では、遵守基準については、施行規則、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目で定められていたが、具体的な数値基準等はなく、抽象的な基準にとどまっていた。そのため、不適切な飼養管理をしている第一種動物取扱業者に対しても行政の対応は鈍いところであったが、具体的な数値化にまで至れば、違法性を認定しやすくなり、処分さらには罰則の適用についても適切かつ迅速に行われることが期待される。

- ② 週齢規制についての経過措置の撤廃（法22条の5）

現行法上、幼齢の犬猫の販売、販売するための引渡しや展示について、経過措置である出生後49日の定めを撤廃し、法22条の5が定める56日とする改正がされた。ただし、天然記念物に該当する日本犬（柴犬、秋田犬等）については、従前のおり49日とするとして、改正前の状態が維持されている。

#### ウ 犬猫の繁殖制限の義務化（改正37条）

主に一般の飼い主に対する犬猫の繁殖制限について、現行法上は努力義務とされていたところ義務とされた。これは、いわゆるアニマルホルダーと呼ばれる、多頭を飼養する能力がない者が無秩序に繁殖を繰り返し、動物を劣悪な環境に置くことのほか、周囲の生活環境の保全上も重大な悪影響を及ぼすことが社会問題化しており、これに厳正に対処する必要があることからの改正である。

また、無秩序な繁殖がひいては動物愛護センターへ持ち込まれる動物を生み出しているといえ、殺処分問題への対処にもなりうると考えられる。

#### エ マイクロチップ装着の義務化（新39条の2～）

犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付け、それ以外の者に対しては努力義務を課す規定が新設された。これにより、動物の迷子等の際の便宜、居所不明の犬猫の所有者の捜索、犬猫の遺棄の防止等に効果を発揮することが期待される。

#### (3) 今後の課題

主たる改正の内容は以上の通りである。今回の改正は動物殺傷罪の厳罰化など、動物を取り巻く環境を大きく改善する可能性を有するものであるといえる。一方、今回の改正の細則については、環境省令以下の規範にゆだねられた点も多い。改正を实のものとするためにも、改正の趣旨に沿った省令等の定めが必要である。また、動物の所有権とこれに対する制限など、根本的な問題についてはいまだ解決されていない。

動愛法の掲げる動物と共生する社会の実現のために、今後も継続的に議論を深めていくことが必要不可欠である。

## 第2

## 実務との関係

公害・環境特別委員会 動物部会 部会長 島 昭宏 (63期)  
 部会員 山崎 真一郎 (63期)  
 部会員 片口 浩子 (65期)  
 部会員 吉田 理人 (63期)  
 部会員 芝田 麻里 (64期)



ここでは、現実の動物との関わりの中で、動愛法と弁護士業務が関連する場面や問題点等についてみていきたい。

## 1 弁護士業務との関係

## (1) 多頭飼育崩壊

近年、相談も多く、また実際にトラブルに発展する場面が多いのは、多頭飼育の問題である。自身が多頭飼育状態に陥ってしまった人、近隣にそういう人がいて異臭、騒音等で困っている人、またそういう事例が発覚して対応の必要性に直面している動物愛護団体等、それぞれの立場から相談が持ち込まれる。

まず、多頭飼育崩壊というのは、法44条2項の虐待や遺棄に当たる可能性がある状態である。また、新37条1項では、「犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼育を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない」とされている。つまり、犬や猫の数が増えすぎて良好な飼育環境に支障が生じることのないよう、不妊去勢手術を施すべく義務が規定されているのである。したがって、虐待や遺棄とまではいえないとしても、そこに至る過程に違法性を指摘できる可能性がある。

しかしながら、実はこれが容易ではない。

多頭飼育状態を解消するためには、その犬猫を引き受けてくれる、いわゆる里親を探す必要がある。そのためには、一般に愛護センターや動物愛護団体の力を借りることが現実的であるが、愛護センターに引き取ってもらうという場合、一定期間内に里親

が見つからなければ、殺処分されてしまう可能性があることを忘れてはならない。自治体によって方針に違いがあるので、それを確認することは不可欠である。

## (2) 遺棄と所有権

「里親を見つける」という以前に問題となるのは、所有者が動物の引渡しに応じるかどうかである。所有者のキャパシティを超えていて、適正飼養というにはほど遠い状態にあるにもかかわらず（完全に「遺棄」といえる状況であってさえも）、自分の物だと主張し、頑として説得に応じないという事例は少なくない。部屋中が何十匹もの犬や猫に占拠され、その犬猫たちへの食事も不十分で、やせ細ったり、病気が蔓延したりしているにもかかわらず、一匹たりとも保護することに同意しないということさえある。

ここに動愛法の一つの課題がある。狂犬病予防法違反等を含む違法状態であっても、所有権を喪失させることができる根拠は存在しないのだ。したがって、現状では、所有者を根気よく説得するしかないが、今後は違法状態と認定される場合には、所有権を一時的停止する等の法改正が検討されるべきであろう。

## (3) ペットショップ

登録制となっている第一種動物取扱業者であるブリーダーやペットショップが動物を虐待状態にしているとの報告や告発は後を絶たない。事業者としては、利益を上げるためにコストを下げようとすることは、通常の経済活動といえるものの、そのしわ寄せがもの言えぬ動物たちに集中する結果、動物が劣悪な飼育環境に押し込められたり、パピーミル（子犬工場）と呼ばれる無謀な繁殖を強いられるケースが常態化する。



福井県坂井市の繁殖場 2017年12月 (提供: 日本動物福祉協会)

動愛法では、飼養施設や飼養環境について、省令で定めるよう規定しているが、その基準は極めてあいまいで、どのような状態であれば適法あるいは違法となるかの判断が容易ではない。

例えば、登録に際して、「動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき」、「環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき」、「犬猫等健康安全計画が・・・終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき」等の場合は、「登録を拒否しなければならない」とされている(法12条1項)。

しかし、同条項に対応する施行規則を見ると、「飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準」として「床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること」、「飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること」、「飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること」、「飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること」、「構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと」などと抽象的な基準が示されているだけである(施行規則3条2項)。

同様に、法12条1項に規定する「動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき」、「飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき」等には、「登録を取り消し・・・業務の全部若しくは一部の停止

を命ずることができる」と、業務停止や登録取消しの規定があるが(法19条1項)、これに対応する「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」(環境省告示)においても、飼養施設の構造及び規模として、「ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする」と等と書かれているのみである(同細目3条1号)。

その結果、市民による要請があっても、行政はなかなか動こうとはせず、実際に登録の取消しとなった事例は皆無という結果になっている。前述のとおり、今回の法改正で、法21条1項の遵守基準(飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等)はできる限り具体化したものでなければならないとの改正が行われ、数値規制が取り入れられることになったため、環境省が適切な省令を定めるかどうか、法改正が骨抜きにされないよう注視していくことが重要であろう。

#### (4) 動物愛護団体

動物愛護団体においても、キャパシティを超える数の動物を受け入れ、その結果、劣悪な環境で動物を飼育しているという事例が増加している。

動物愛護団体は、第二種動物取扱業者に分類されており、第一種と同様の基準により、行政指導や措置命令等の規定があり、命令に従わない場合には罰金の罰則に処せられることになっている(法46条4号、24条の4、23条)。しかし、届出制であるため、登録取消しのように団体の活動自体を規制することはできず、実際に告発等に対する行政の対応は極めて鈍いと言わざるを得ない。

また、第二種として届出をしておきながら、実際

には明らかに営利を追求していると思われる団体も存在する。

このようなことから、動物愛護団体等であっても、第一種同様、登録制を採用すべきとの強い意見も見られるようになっている。

#### (5) 虐待動画

インターネット上の動画共有サイトで、動物を虐待したり、殺害する様子を配信するという新しいタイプの犯罪が増加している。「生き物苦手板」という掲示板を利用した事件がよく知られているが、子猫や子犬を虐待して悲鳴を上げさせ、その行為を絶賛する声が寄せられるという異常さである。このような犯罪については、法44条の動物虐待罪と比べても、必然的に公然性という要件が付加され、被侵害利益も社会的影響も大きくなることから、特に重い刑罰を科すような法改正もあり得るであろう。また、これを絶賛する人々についても、犯罪を助長する意味合いがあり、従犯として処罰する可能性の検討も求められている。

いずれにせよ、このような犯罪についての相談があれば、投稿者を特定し、告発をすることは、弁護士として役割を果たすことが可能であろう。

#### (6) ペット信託

高齢者にとって、犬や猫と生活する意義は大きい。一人暮らしであればもちろん、子どもが独り立ちした老夫婦などにとっても、動物と暮らすことは様々な意味で生活に張り潤いをもたらすことが期待される。

ところが、動物を保護し里親を募集している団体に犬猫をもらい受けようと申込みをしても、60歳以上の場合、その年齢を理由に断られることが少なく

ない。動物の終生飼養を重視する愛護団体は、里親が先に死亡する場合のことを憂慮するのである。しかし、その結果、動物と暮らすことを希望する高齢者がペットショップへ向かうということになれば、本末転倒ということにならないだろうか。

そこで最近、話題になっているのが、いわゆるペット信託という方法である。里親が先に死亡した場合に備え、一定の金銭とともに動物の余生を引き受けるという契約を予めしておくということで、その引受先は親族であったり、愛護団体や老犬ホームであったりする。法律構成としては信託に限らず様々な形が考えられるが、今後、需要が大きくなっていくことは間違いない。弁護士としての新たな発想と役割が期待される分野である。

(鳥 昭宏)

#### (7) その他

離婚の際に、夫婦で飼っていたペットを自分が引き取りたいと依頼者から望まれることが考えられる。法的には動物は「物」と扱われている以上、婚姻中に購入された動物は財産分与の対象ということになるのであろうが、命ある動物を他の財産と同様に扱うことは妥当ではなく、どちらが引き取るかの話合いの場では動物の利益も考慮されなければならない。動物の引取りについては基本的には当事者間の話合いで決めることが望ましいのであろうが、どうしても話合いがまとまらないときの裁判所の判断基準については不明である。動物愛護の観点からは、現状維持を重視するのではなく、今後どちらと生活を共にすることがより動物に望ましいか等によっても判断する運用が確立してほしいものである。

また、例えば弁護士として接見に行ったときに、被疑者・被告人からペットの世話を頼まれる可能性

がある。世話を頼める親族や友人等がいればいいが、そのような状況になく自身が餌をやりに行った経験がある弁護士もいるようだ。また、警察が動物を連れて行って一時的に保護してくれることもあると聞く。弁護人には被疑者・被告人のペットの世話をする義務はないものの、その要請を拒絶したり、逆に善意で行ったことが原因で後に被疑者・被告人とのトラブルになることも考えられるが、このままでは動物が餓死してしまうのではないかとすると、どうすべきか悩む場面もあろう。弁護士個人では対応が難しい問題である。

(山崎 真一郎)

## 2 今後の課題

### (1) 産業動物

#### ア 定義

動愛法上、産業動物の定義はなく、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(1987年10月9日付総理府告示第22号)によると、産業動物とは、「産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物」とされている。これには畜産動物が含まれる。

#### イ 産業動物に関する法令等

動愛法には産業動物のみを対象とした特別の条文はないが、法7条の動物の所有者又は占有者の責務に関する条文や、法40条の動物を殺す場合の方法に関する条文などが適用される。ただし、食肉となる畜産動物については、食用という目的であることから、法7条4項に規定する終生飼養義務は課されない。

法7条に基づくガイドラインとして、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(前出)、同法40条に基づくガイドラインとして、「動物の殺処分方法に関する指針」が定められている。

そのほかにも、化製場等に関する法律(化製場とは、死亡した家畜の死体などを処理する施設の総称)、家畜商法、家畜伝染病予防法、と蓄場法などの法律も存在する。

#### ウ 課題

消費者の関心の高まりや海外の動向が影響し、畜産動物については、近年アニマルウェルフェア(Animal Welfare。「動物福祉」と訳されることが多いが、正確を期するためここでは以下「AW」という)に配慮した飼養管理を行うことが求められている。AWとは、「動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态」と定義されている(国際獣疫事務局(OIE)の勧告による)。簡単にいうと、家畜を快適な環境下で飼育し、家畜のストレスや疾病を減らそうという考えである。

最近では、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックの選手村や競技会場で使用される食材の調達基準に対し、米国のメダリストなどが、卵や肉などの畜産物の基準がAWの観点から低水準であると抗議したことでも話題となった。

AWへの配慮は日本でも高まっており、農水省は、畜産動物に関して、肉用牛、乳用牛、採卵鶏、ブロイラー、豚、牛という各畜種ごとに、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」(公益社団法人畜産技術協会、公益社団法人日本馬事協会公表)をホームページ上に掲載し\*1、改訂を重ねている。2019年6月には、「家畜の輸送に

\*1 : [http://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal\\_welfare.html](http://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html)

関する指針」及び「家畜の農場内における殺処分に関する指針」も追加された。さらに、農水省は、AWに配慮した飼養管理方法を広く普及・定着させるため、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（2017年11月15日付農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理等」（2019年6月同課）を策定している。

今後も、世界を先導するOIEの基準等を参考に、この飼養管理指針の内容が妥当かどうか検討を継続する必要がある。また、飼養管理指針が履行されるための仕組みを構築することも必要であろう。それと同時に、AWの配慮を実現するには、消費者の理解が必要不可欠である。畜産動物は、消費者に供給されるために飼養管理されているのであり、消費者も無関係ではない。購入しようとする肉や卵のトレーサビリティを意識する等、我々消費者もAWに配慮するためにできることを考えるべきであろう。

（片口 浩子）

## （2）実験動物

### ア 定義

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」\*2（2006年4月28日付環境省告示第88号）において、実験動物とは「実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳（ほ）乳類、鳥類又は爬（は）虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう」とされている。

### イ 実験動物に関する法令等

動愛法上、実験動物について定めた規定は第41

条のみである。

法41条は、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、できる限り動物実験ではない方法を利用すること、できる限り動物実験を行う動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとし（同条1項）、動物実験をする際には、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと（同条2項）、実験動物が回復の見込みのない状態に陥っている場合には、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によってその動物を処分しなければならないこと（同条3項）を定めている。これは、動物実験における3Rの原則（Replacement：代替法の利用、Reduction：使用動物数の削減、Refinement：苦痛の軽減）を明文で定めたものである。

動物実験における3Rの原則は、1959年にイギリスの学者によって提唱された原則であり、欧米諸国を中心に広く承認され、法制化されている。日本の動愛法では、それまで苦痛の軽減についてのみ定められていたが、2005年改正時に41条1項が定められ、3つの原則が全て明文化されるに至っている。ただし、第1項については、配慮することが求められるにとどまっており、これについても義務化が求められている。

法41条は第4項として、苦痛の軽減（法41条2項、同3項）に関し環境大臣が基準を定めることができること定めている。環境省は、同法に基づき、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（前出）を定めている。同基準は苦痛の軽減に関する基準の他に実験動物が健康・安全に飼養・

\*2： [https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/nt\\_h180428\\_88.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_h180428_88.html)

保管されるための基準も定めている。

このほか、実験動物の適正な利用（動物実験）については、文部科学省、厚生労働省、農林水産省がそれぞれ動物実験基本指針を定めているほか、日本学術会議も「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」\*3（2006年6月1日）を定めている。いずれの指針も、動物実験を行う研究機関は、動物実験を行う際には、動物実験計画を作成し、研究機関内に設けられた動物実験委員会が、同計画について法令等に適合したものであるかを審査するよう求めている。

#### ウ 課題

上記のとおり、動愛法では、実験動物について3Rの原則を一応、明文化しており、同法に基づき、関係各省が基準、基本指針を定めている。

しかし、実験動物の取扱施設については、動愛法上の動物取扱業者とはなっておらず、届出制の対象とはなっていない。したがって、実験動物の取扱施設数や実験動物の飼育、利用頭数を国及び国民が把握できない状況、すなわちブラックボックスになっている。このような状況では、3Rの原則が定められていたとしても、実際の動物実験の場面において、法律に則った取扱いがなされているか、国及び国民が検証することは不可能である。

欧州では、動物実験を行う施設については、国の認定が必要とされたり、実験者について免許制がとられるなど、適切な動物実験の実施のための体制を国が管理する体制が主流となっている。これに対し、日本では、自主規制に頼らざるを得ない状況が継続している。

今回の法改正では実験動物に関する規定について改正はなかったが、今後も動物実験について自主規制にまかせるだけで十分か、届出制や免許制の導入の是非について議論を継続することが必要である。

（吉田 理人）

### (3) 展示動物

#### ア 定義

展示動物についても、動愛法ではなく、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」\*4（2004年4月30日付環境省告示第33号）（以下「展示動物に関する基準」という）において、以下のように説明されている。

- (ア) 動物園動物：動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物。
- (イ) 触れ合い動物：人との触れ合いの機会の提供、興行又は客寄せを目的として飼養及び保管する動物。サーカスにおいて展示される動物や猫カフェ等動物との触れ合いを目的として展示されている動物がこれに当たる。
- (ウ) 販売動物：販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物。ペットショップで展示されている動物であって、消費者に購入される前の動物がこれに当たる。
- (エ) 撮影動物：商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物。

#### イ 展示動物に関する法令等

法10条は、展示動物を営利目的で展示する者は第一種動物取扱業に当たり、第一種動物取扱業を

\* 3 : [https://www.lifescience.mext.go.jp/policies/pdf/an\\_material003.pdf](https://www.lifescience.mext.go.jp/policies/pdf/an_material003.pdf)

\* 4 : <http://www.env.go.jp/hourei/18/000273.html>

営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないと規定している。そして、登録申請の際、及び5年ごとの登録更新の申請の際、当該第一種動物取扱業を営もうとする者の業務が「動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準」に適合しているかどうかについて審査を受ける（法10条1項、12条1項、13条1項）。また、登録申請及び更新申請以外であっても、省令で定める基準に適合しなくなったときは登録取消しの対象となり、あるいは6月以内の期間を定めて業務停止処分を受けることがある（法19条1項）。この登録拒否事由は、2019年6月に行われた動愛法の改正において従来より大幅に拡充された。

省令は、登録の要件について、動物を保管、飼養、展示する設備等について、飼養施設の平面図及び飼養施設付近の見取図の提出を求める等（施行規則2条2項4号）、詳細に定めている。

その他、「展示動物に関する基準」（前出）が、展示動物の飼養及び保管の方法、施設の構造等、飼養保管者の教育訓練等について定めている。

#### ウ 課題

ここでは動物園動物の課題について絞ってみたい。

従前、動物園の存在自体が社会的に問題あるものとして話題となることは多くはなかった。動物園は子どもたちにとって、野生動物や大型動物を間近に見ることのできる場所として、当然あるべき存在だと思われてきた。

他方で、動物園で動物を展示することについて「動物虐待」であるという指摘がある。動物は開園時間の間中、来園者の視線にさらされ、行動を制約

される。狭い檻の中で常同行動を繰り返す。本来暮らすべき場所とはかけ離れた気候や環境の中での生活を強いられる。そこまで動物たちを犠牲にして動物園は存在する意味があるのか、という指摘である。

このような意識の高まりを受けて、動物園関係者らもその存在意義について真剣に議論するようになり、動物園は、希少動物の保護や生態の研究、種の保存、環境教育といった機能を果たすべく著しい進化を見せつつある。

動物たちのストレスを和らげるために「行動展示」という方法も一般化しつつある。簡単にいえば、「動物の習性に配慮した展示方法」である。かつては、動物園と言えば、動物が入っている檻があり、その檻の外から人間が動物を眺めるというものであった。檻には大小はあったが、多くの場合、来場者が動物をよく見えるように、動物の隠れ場所等は最小限であり、動物が遊ぶためのタイヤなどが幾つか転がされているとしても、来場者の視界から動物が消えてしまうような樹木や池などはあまり配置されていなかった。ところが「行動展示」が展示方法として浸透し始め、ここ10年ほどで動物園における動物の展示方法は一変した。そこでは、いかに動物の習性を活かし、動物が自然に近い環境で伸び伸びと生活をしている様子を展示することが重視される。来場者にとって動物が多少見にくくても、「自然に近い環境」としてやむを得ないと考えるのである。例えば、上野動物園では、広いトラの展示スペースは森を擬して作られており、人はその森を訪問し、外から覗く。トラは水辺で遊んでいるかもしれないし、森の木の陰で見にくいことがあるかもしれない。檻の中の固いコンクリートの床の上に動物が座っていたかつてのイメージからは程遠い。

動物園が身近な存在としてあり、休日には子どもを連れて動物園に行き、動物と触れ合う。それによって単に楽しい時間を過ごすだけではなく、動物全体に対する愛情を深め、豊かな人間性を育てるかもしれないし、動物の習性や生息環境について触れることによって地球環境全体への意識を高めることができるかもしれない。

動物園における動物が可能な限り苦痛を感じることをないよう配慮しながら、人間と動物の共生のためにどうあるべきかを常に考え続けることが必要であろう。

(芝田 麻里)

#### (4) 保護法益

ア 動愛法では、動物取扱業者に様々な規制をかけることで営業の自由を制約し、動物虐待関連犯罪において懲役を含む罰則を規定している。今回の改正では、前述のとおり8週齢規制や飼養施設の数値規制が導入され、殺傷罪では懲役刑の長期が2年以下から5年以下に引き上げられるなど、規制強化及び厳罰化が大きく進んだといえる。しかし、動物愛護団体などの人々からは、さらなる規制を求める声が大きく、次回の改正に向けて数多くの意見が出されている。このような規制を実現するためには、そのために保護される法益がいかなるものかを考える必要がある。その法益とは、いうまでもなく動物の生命、身体というものではあり得ず、人間の権利ないし利益に関連付けなければならない。

この点について、一橋大学の青木人志教授は、『日本の動物法』（東京大学出版会）の中で、公衆性を要件とせず、また自身が所有する動物を虐待しても成立する動物虐待関連犯罪を例に挙げ

て、「動物を行為の直接の客体として、動物への殺傷行為や虐待行為や遺棄行為を処罰するものではあるが、その保護法益は動物そのものではない」とした上で、これらの犯罪の保護法益を考えるに当たっては、動愛法の目的規定である1条を参照すべきとして、「『動物を愛護する気風という良俗』（動物愛護の良俗）に求めるのが妥当だろう」と述べている。

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

動物愛護においても、健全な風俗とか、よい慣習というような意味である「良俗」を維持することが、人にとっての利益だと考えようというわけである。

イ 以下は私見であるが、一歩進めて、「動物共生権」という新しい人権についての議論を始めてはどうかと考えている。動愛法の目的も、結局のところ、「人と動物の共生する社会の実現を図る」ことである。動物との関わりを避けることのできない人間にとって、動物の命を尊重し、良好な関係を築き上げることは、より豊かな人間社会を創っていく上で極めて重要なことといえるのであり、人と動物の共生する社会で暮らすことは、もはや国民

一人ひとりにとっての権利だと考えることは、特に突飛な発想とは言えないと考える。憲法13条及び25条から導かれると主張される環境権や人格権に包摂される権利として、議論を深められないだろうか。

ウ 動物共生権の議論の出発点として、人と動物の共生する社会とは、どんな社会なのかを考える必要がある。そのヒントは、イギリスの畜産動物福祉協議会（FAWC）によって1980年代半ばから90年代前半にかけて整理され、動物福祉（Animal Welfare）について定式化されたいわゆる「5つの自由」（Five Freedoms）に求めることができそうである。

- ① 十分な健康と活力を維持するための新鮮な水と食餌の提供による「飢えと渇きからの自由」
- ② 風雨からの退避施設や快適な休息場所を含む適切な環境の提供による「不快からの自由」
- ③ 予防や迅速な診断と処置による「苦痛、傷害、疾病からの自由」
- ④ 十分な空間と適切な施設で同種の仲間とともに過ごすことによる「正常な行動を発現する自由」
- ⑤ 心理的な苦痛を回避する条件と取り扱い方を確保することによる「恐怖や不安からの自由」

これらの福祉原則は、今ではイギリスの「2006年動物福祉法」にも、畜産動物に限らず人間以外の脊椎動物全体について妥当する基本的ルールとして取り込まれている。日本の動愛法におい

ても、2012年改正で、第2条の基本原則に2項が追加されたことで、「恐怖や不安からの自由」を除く4つの自由の趣旨が明記されたといわれており、もはや世界的にも承認されていると言っていい。

したがって、理念的にいえば、この「5つの自由」が、動物との共生を判断するための重要な指標となると考えていいだろう。それを前提として、具体的な社会の在り方の議論を深めていくことができれば、動物共生権の実現へと近づいていくものと思われる。

エ 動物共生権が認められれば、業者へのさらなる規制の根拠となるだけではなく、例えば、動物愛護団体等が、劣悪な環境で飼育されている動物の存在が自己の動物共生権を侵害しているとして、飼育環境の改善を求めることも理論的にはあり得るだろう。同様に、必要最小限を超えるような動物実験を減らすよう求める訴訟を提起することも可能になるかもしれない。

法技術的にはいくつもの困難なハードルがあるが、このような議論を始めることが、少なくとも、人と動物の共生する社会の実現に寄与することになるのではないかと考えている。（あくまでも当会公害・環境特別委員会の公式見解ではなく、私見であることをお断りしておく。）

（島 昭宏）



心理カウンセラー

## 小高 千枝さん

心理カウンセラー。知っているようで知らない職業である。小高千枝さんは、女性に寄り添うカウンセリングを中心に、多くの人のメンタルケアサポートに携わっている。依頼者の話を聞き、問題を解決する。カウンセラーと弁護士とは、共通する点も多いのではないだろうか。そこで今回は、悩める人々との対話のプロである、心理カウンセラーの小高さんから、現代人の悩み、人の話の聞き方、職業ならではのストレス解消法、そして私たち自身としても重要な自分との向き合い方などについて学んでいきたい。

聞き手・構成：菅原 草子，西川 達也，小峯 健介



— まず現在のご職業について教えてください。

今は、心理カウンセラーという立ち位置でやっています。もともとはキャリアカウンセラー、その方の特性に合わせてこのお仕事がいいのではというカウンセリングなどをメインでやっていました。そんな中、私の周りにも鬱病の方が増え始めたのですが、15年前には、鬱病は社会的にまだ理解されておらず、精神病であるとか、単に弱いだけの人みたいな空気感だったので、本人は隠しながら仕事を続け、結局辞めることになってしまうというパターンが多くて。より心理の深いところに特化したものが日本には必要だなと思い、転身した形です。

心理カウンセラーとは、心理状態がマイナスの人をプラスマイナスゼロまで導く役目ですが、ややプラスマイナスゼロのところから上に引き上げる仕事であるメンタルトレーナー、そしてコーチという、すでにプラスの心理状態の人たちを更に引き上げる仕事もしています。

— メンタルトレーナーとコーチはあまり馴染みがないのですが、相談者の希望に応じて、いずれかを行うのですか。

例えば鬱病とか、精神的な疾患名が付いている方たちはカウンセリングで対応しますが、皆さんカウ

セリングを受けたいとはなかなかおっしゃらないんですよ。メンタルトレーニングやコーチングを受けたいと来られるのですが、話を掘り下げると根底にある問題から解決しないと自己実現に繋がらないと分かってくる。そこで色々とはアヒンクして、できる限りの範囲で自己開示をしていただき、目指しているものは何か確認をしてから、現在のメンタルレベルを診つつ、目指している目標や着地点を意識化し、本人の状態にあったセッションを進めます。

— それぞれ内容は異なるのですか。

全く違います。同じ心理でも、鬱や不安神経症・パニック障害などの神経症の人たちをコーチングの方法で診てはいけません。悩みがある人は一生懸命頑張っているけれど、気持ちを持ち上げることができない。そういう人に前向きに頑張りましょう！と伝えても不快な思いをさせてしまう。ただ、メンタルトレーニングもコーチングも連動しています。例えば、アスリートの方のメンタルトレーニングもしていますが、オリンピックに出るぞ、大会で優勝するぞと目標を持っていても、彼らも人間ですから落ち込むときがある。そういうときはカウンセリングをしたり、色々な手法でアプローチをかけます。

— 実際、どのようなときにカウンセリングに行っているのでしょうか。

やっぱりまだまだ日本は敷居が高いですね。でも今、日本全体が、政府を挙げて予防医学的な未然に心の病気を防ぐことを目指しているんです。1次予防といい、早期発見、対処を目的としています。皆さん、ややハイリスクな鬱になりかけた2次予防ぐらいで、何かまずいかもと気付いて、相談にいらっしゃるんですが、本当は1次予防で来てほしい。そうすると、例えば1回のカウンセリングで済む方もいる。こういう分析方法で、自分の心の内側と対話してみてください、でもお守り代わりみたいに何かあったらいつでも来ていいですよ、と。

— 通常の状態でも、より上を目指したい、こうなりたい、という人が来ていいのですね。

もちろんです。むしろ、そういう方が来た方が効果を発揮するんです。心が安定している時、人間は物事を受け止められやすい傾向にあります。気分が落ち込んでいるときは何を言っても受け止められなかったり、内に籠って物事を客観的に見られなかったり。冷静なときの方が判断力がありますから。

— 人の話を聞くときに、大事にされていることはありますか。

環境がすごく大事です。環境には人、時間、空間があります。人的環境とはカウンセラーがクライアント\*1にとって、人として、全部話しても大丈夫、自分のことを否定しない、という存在であること。空間とは、ここは自分のことを守ってくれる場所だと思えるか。時間とは、ご一緒する時間はカウンセリングの中だけと、枠決めをしなきゃいけないということです。弁護士の方々もそうだと思いますが、枠から外に出たときにクライアントと関係性を持ってしまうと、どんどん依存の波にのまれてしまうので、この部屋から一步出たら、クライアントはもう私とは関係ないというぐらいの感覚でいることを意識づけています。あと、人間は高層階に長時間いると、現実世界との認識の差が出て現実味を感じなくなってしまう。だからあまり現実世界から離れない所にセッションルームを設定することも考えています。

— もともと心理の職業に進まれたきっかけは。

実は一番最初に就職したのは幼稚園教諭で、発達心理とか、子供の心理をメインに勉強をしていました。けれど、当時モンスターペアレントのはしりの時期で。育った環境が人間の人格形成にはすごく影響を与えるので、子供の心を大切にするためには、育てる親業をどうにかしなくてはと気付きました。その頃、妹が留学先で普通にカウンセリングを受けたと聞きました。それで、そういえば日本にはカウンセリングってあるのかなと調べてみたら、日本にはそもそもカウンセリングを事業としている人がほとんど知られていなかった。でも、これ絶対必要だし、いつか日本にも絶対流れてくる文化だよな、そういえば子供のときから海外映画では見ていたのに、何でいまだに日本にないんだろうと。それで、じゃあ、やらなきゃって思って(笑)。

— やらなきゃって、なれるものなんですか(笑)。

それが、心理学の学校で勉強しなおしたり色々準備をしながら、人間力を高めるため社会経験を積む間に、心理カウンセラーになると宣言していないのに、なぜか鬱状態の人から相談を受けたり、相談者がやってきて。そういう方たちとのご縁があったんです。

— オーラが出ていたんですかね。面白いですね。

分らないんです(笑)。それで学校を卒業をして、2007年に仲間数人で開業した後、2010年に独立してサロンを開きました。初めは女性専門でお話を聞いていたので、相談者は女性が7割ぐらいですが、お邪魔している企業では男性が多いですね。仕事の相談という体で来やすいのだと思います。

— 最近はどうな相談が多いですか。

やはりハラスメント系が多く、企業だと3年ほど前からは逆パワハラ、いわゆる部下など下の世代とのコミュニケーションの取り方が分からないという相談ですね。一般の方は、依存症も多いです。毎年何かブームがあって、数年前は婚活疲労や、健康ブームによるダイエット依存。時代の流行りものに対して、挑戦をしては挫折をし、自己否定感に陥るみたいな。今は

\*1：カウンセリングなど心理療法を受ける場合の来談者・依頼者・顧客

SNS依存で、これはブームが長いですし悪化していて、医学的にも病気として認められつつあります。

——多くの悩みを聞かれて、逆に自分が落ちこんだり、影響を受けてしまうことは。

一般の方が悩みを聞くと、共依存みたいになってしまいうちもありますが、私たちは心のポジショニング、相談者との距離感を取るトレーニングを受けています。あくまでも、あなたに起こっていることで、私に起こっている問題じゃないですよ、ということ色々なメッセージを通して伝えます。言葉でも、ノンバーバルコミュニケーションという言葉以外のメッセージ、目線や仕草とかでも。例えばカウンセリングのときに、私とクライアントの間に飲み物の入ったカップがあるとないとでは距離感が違い、カップが置かれただけで1つ壁ができるんですよ。このように心的距離感を取りながら、解決するのはあなた、と示していくんです。ただ同時に、私は見捨てないし、寄り添う、一緒に考えていこうということも伝えます。

——難しいですね。

はい。だからカウンセラーになりたての方や、私が素人のころには、寄り添うという意味を履き違えてお節介根性が強く、相手の領域に入り過ぎ、気持ちが一体化して迷路に入り込んでしまうこともありました。そのため、心の距離の取り方をコントロールして、一緒に思い悩んだりしないようにする必要があります。

例えば感情転移といって、クライアントは、私たちに、頼りになるとか、話せば解決が見つかるとか、プラスの依存感情を抱いてくれますが、同時に、好きすぎて嫌いになる、なぜ私のことを分かってくれないの、と相手をコントロールしたくなる感情も生じるんです。女子高生が嫌いとか別れると言って、彼氏を試すような感覚ですね。通常はそれを俯瞰しますが、私たちも人間なので、逆転移といってクライアントへ負の感情が生じることがある。古典的な精神分析では、そういうことを思っていないと、逆転移の発生を有害なものとして捉えていました。それが近年、捉え方が変わり、逆転移はクライアントを理解するために重要で、ク

ラエントの心の根底を映し出している、とも言われるようになったんです。感情転移は誰にでも起こることなので、私たちにその逆転移が起こったときの分析と解決方法を意識する必要があります。私たちが疲れるし、しんどくなったりもする。けれども、クライアントの前に立つときは常に完璧な状態でいなきゃいけない。だから、毎日小さいストレスも見逃さずに自分の体と心のケアはしていくようにしています。

——カウンセラーの方々のストレス発散などの方法はあるのですか。

人それぞれだと思うんですけど、私は香りが好きなので、京都に行ってお寺や神社で、お香をまとめ買いして、毎日香りをかいだりしています。炎のゆらぎを見つめるのも好きなのでアロマキャンドルに火を付けてリラックスしたり。あとは、思考停止法といって、何かやらなきゃいけないけど、もうやりません、終了、というふうに関実に声を出してストップをかけると、嫌なことが一瞬ポンってなくなるんです。その思考停止法を自分でやったりします。1人で部屋で「もう終わり！もう無理！」とか叫んで（笑）。

——先生側にも、そういうときがあるんですね（笑）。

あります（笑）。私は何らかの発散法を毎日1回はやって、ちょこちょこリセットしてます。特別なことをする必要はないんですよ。皆さんも何かちょこちょこデトックスできるものを見つけてもらえたら。

——それもあって長く続けられているんですね。団体向けの支援活動や講演もされているとか。

池袋にある保健所の中にHIV/AIDS情報ラウンジ「ふぉー・ていー」（現：東京都エイズ啓発拠点ふぉー・ていー）\*2というラウンジがあります。中高生が学校帰りに気軽に立ち寄れるところで、やんちゃな子や不登校の子、何か抱えているような子もいました。そこに月1回、2年間くらい行っていました。カウンセラーとは明かさず、恋愛映画をみんなで見て、この登場人物を見てどう思ったとかみんなでシェアしたり。そこからエイズや性に対する話、性暴力、DV、モラハラの話に繋げていったり。そんな謎の人をやってしま

\*2：<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/aids/4t.html>

た。そこからエイズ、HIVのイベントに出演したり、皆さんで行進するLGBTのイベントに参加させてもらったこともありました。また最近、女性が多い企業で、インポスター症候群という、女性が陥りやすい心の問題についてお話ししました。これは、バリバリ仕事を頑張ってきたにもかかわらず、自分を達成した業績に値する人間であると思えず、他人ほど能力がないのに周囲を騙しているのでは？と思いつめてしまい、成功を拒んでしまったりする心の問題です。女性の20、30歳代は、結婚、妊娠、育休、子育てと、環境の変化が大きい時期でもあるので、負荷をかけ過ぎて気付いたら心もボロボロになっているという方もいます。だから、女性活躍に合わせた講演依頼が非常に増えています。でも少し危険なのが、インポスター症候群を知ったことで私もそうだと落ち込んでしまうこともある。そこで、私も経験がありますし、皆さんの身近でも陥っている方はいるのでそんなに怖いことではないですよと伝え、一緒に考えて行きましょうとご提案しています。

— 専門職の女性に多く見られる傾向と聞いて、女性弁護士にも生じるのではと不安になります。我々も相談にお邪魔しても？

もちろんです（笑）。皆さんもあると思いますよ。私たちをお守りのように思っていて、そうかもしれないと思ったら、ぜひ。気付いたらむしろラッキーぐらいに思って来てほしいです。

— 最後に、弁護士に対してのイメージは。

弁護士の方々とは開業当時からご縁があって身近に感じています。DVとか離婚問題等でご一緒させていただく機会があるのですが、クライアントに情報開示を承諾いただき、弁護士の方々と、今こういう心理状態なので先生のところに行かれたときに少し落ち込んでいるかもしれませんとお伝えしたり、逆に弁護士の方々からもここまで決まりましたと報告をいただいたり。クライアントは自分のデリケートな問題に真摯に向き合ってくれる人や共有できる人がいると安心するので、特に男性の弁護士の方々からは、女性の依頼者の感覚を理解してあげたくても分からないので、と依頼を受けたりします。



小高千枝さん(右)と菅原草子LIBRA編集委員

— 女性弁護士について思うことは。

根本的にはご本人に強い芯の部分があるなど。職業として頼りがいがなければならぬのでしょうけれど、でもやっぱり女性なので負荷がかかっている部分もあると思うんです。そうしなきゃいけない、こうあらねばならないと、自分に負荷をかけ過ぎてしまうと、知らずにストレスが溜まってしまう。ですので、強さの裏に弱さもあるという部分をちゃんと自身で認識してほしいな、と感じます。それは男性もあると思いますね。逆に男性は弱音が吐けないというのがありますから。

— そんな弁護士たちへメッセージがあれば。

自分の本質をしっかりご理解いただいて、これは仕事としての顔なんだと認識を持っていただけると、もっと楽だと思います。四六時中、弁護士の顔でいる必要はなくて。皆さんの中でプライドがあったり、なかなか弱みを見せられない場合もあると思いますが、本来の自分を開示する場所と専門家としての自分を見せなきゃいけない場所のバランスを自身で取っていくことが、すごく重要なことだと思います。

#### プロフィール おだか・ちえ

千葉県出身。心理カウンセラー、メンタルトレーナー。幼稚園教諭を経て、心理学を学びながらキャリアカウンセラーおよび心理カウンセラーとして活動を始める。2007年に女性専門のカウンセリングルームを開業。2010年に男女ともに通えるメンタルケアサロンを開業。個人や企業、講演会で多くの人の心理カウンセリングに携わる。マスコミ関連のコメンテーター等メディア出演多数。近書「心理カウンセラーが教える 本当の自分に目覚める体療論」

## 雑感, 裁判手続のIT化

副会長 永島 賢也 (49期)

### 主な担当業務

日弁連, 関弁連, 医療, 民事司法改革, 民事訴訟, 夏期合同研究, 弁護士研修, 弁護士会照会請求, ADR, 裁判官職務情報, 倒産, 家事, 税務, 消費者, 選挙管理等



我が国のビジネス環境は倒産処理 (Resolving insolvency) にかけては世界第1位です。これは世界銀行のDoing Business 2019\*1の評価です。他方, 裁判手続の質 (Quality of judicial processes) においては, 18ポイント中7.5と評価され, 190か国 (地域) 中52位に甘んじています。そのうち裁判の自動化 (Court automation) では4ポイント中1ポイントしか得ていません。我が国では①専用のプラットフォーム (e-mail や fax では不可) を通じて電子的に訴えを提起することはできず, ②訴状の送達も電子的にできず (ここでは e-mail や fax, ショートメッセージでも可), ③裁判費用も電子的に (オンラインバンキングでも可) 支払えないからです\*2。この項目は裁判手続のIT化と関係します。

もともと Doing Business は, ビジネスのやりやすさについて評価するものですから, 我が国の裁判所も商取引を取り扱う専門部を設け, ビジネスコートという看板を掲げて, そこをまず先進的にIT化すれば, それで評価は上がりそうにも見えます。

今後, もしメールアドレスや fax 番号が会社登記に記載されることになれば\*3, 商取引を行う法人に対する訴状送達は民事訴訟法の改正 (e-mail・faxによる送達という条項の創設など) によって実現できるでしょう。

他方, たとえ2020年2月から予定される Teams\*4 を利用した争点整理が実現したとしても, Doing Business のポイントを獲得できるとは限りません。むしろ, できない可能性が高いと思われます。それでも, もし, 民事裁判に Teams によるウェブ会議が根付くことができれば, 鑑定手続において多数の医師の意見が得やすくなるかもしれません。X線フォトやCTの読影について十数名の医師らの意見を比較しながら法的に判断するのも夢ではなくなるでしょう。遠隔医療に慣れ

た医師らにとってウェブ会議のハードルは比較的低いと思われる。

しかしながら, 裁判手続がIT化されることによって, かつて市民の裁判手続へのハードルが高くなってしまったのは, 本末転倒です。そこで, 今後, IT化の進捗により弁護士会はITに不慣れた当事者本人をサポートしていく必要があります。みずからが適切に反映されていない過程 (プロセス・手続) により市民が不利益を課されることがあってはならないからです。あたかも形式的にITの使い方をサポートするかのように装いながら, 実質, 本人の有利不利に影響を与える非弁活動 (弁護士法72条, 同罰則77条) が, 今後, 横行するおそれがあります。これには理事者として毅然とした態度で臨みたいと思います。

また, ITは軽々と国境を越える技術です。裁判手続のIT化は, 他国で得た判決で我が国にある財産を差し押さえることを技術的に容易にするでしょう。昨年, Max Planck Institute Luxembourg\*5 を訪問した際, 最近, EU内では, 外国判決の承認の手続がなくなり, 民事手続に広く利用されているオンラインシステムを通じて, たとえば, ドイツのフランクフルトで得た判決で隣国のルクセンブルクにある財産を差し押さえることができるようになりました\*6。しかも自動翻訳されるので各国の執行機関は母国語で申立てを読むことができるそうです。

こうして, IT化の進展に伴い法律関係がクロスボーダーな様相を見せるようになる\*7, 実務家も, 「法」とは何か, という問いに改めて直面することになるでしょう。我々は「法」という言葉で何を意味するのか任意に取り決めていているだけなのではないでしょうか。私にはそうは思えないのです。

\*1: Doing Business 2019 Training for Reform, Author: Doing Business, Published: October 31, 2018 世界銀行は, 毎年, 各国・地域の事業活動に関する規制などを評価してランキングを発表しています。https://www.doingbusiness.org/ 東京事務所は千代田区内幸町の富国生命ビル14階にあります。

\*2: いずれも Enforcing Contracts Methodology 参照。https://www.doingbusiness.org/en/methodology/enforcing-contracts

\*3: 会社法911条以下参照。

\*4: Microsoft社のグループチャットソフトウェアのことです。https://products.office.com/ja-jp/microsoft-teams/group-chat-software

\*5: https://www.mpg.de/en 参照。

\*6: 2018年当時の Director である Professor Burkhard Hess より教示を受けました。また, そのほか, EUにはEAPO (European Account Preservation Order) という財産開示制度もあり, フランスではFICOPAを通じて債務者の銀行口座の情報が開示され一定の効果をあげてきているとのこと。

\*7: ODR (Online Dispute Resolution) というシステムが稼働している分野もあります。

2019年7月12日開催 東京家庭裁判所委員会報告

## 外国人の家事事件について

東京家庭裁判所委員会委員・会員 折井 純 (53期)

2019年7月12日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。

最初に、渉外家事事件を担当する家事第3部の村松多香子裁判官と、酒谷悦子調査官から説明があり、その後、質疑応答がなされました。

### 1 渉外家事事件の統計

渉外家事事件の直近10年間の事件数は、在留外国人の増加に伴い、全国では1.3倍、東京家裁では1.7倍に増えています。家事事件総数に占める東京家裁の事件の割合は12%ですが、渉外家事事件に占める東京家裁の事件の割合は、21.5%と高く（いずれも平成30年度）、東京家裁に渉外家事事件が多く集まっていることがわかります。事件類型として多いのは養子縁組であり、ほかに合意に相当する審判（認知や嫡出否認等）、就籍、親権者変更、扶養義務設定、などがあります。

### 2 渉外家事事件での法律上の留意点

まず、国際裁判管轄として、「人事訴訟法等の一部を改正する法律」により人事訴訟事件等についての国際裁判管轄法制が整備されたこと（平成31年4月1日施行）、準拠法の問題は、「法の適用に関する通則法」（平成19年1月1日施行）により決せられること等の一般的な説明がありました。

次に、架空の2つの事例に基づき、具体的な説明がなされました。

#### 事例1 米国人夫から日本人妻に対して申し立てられた面会交流事件

＜父は、現行の月1回、数時間の面会交流ではなく、毎週末宿泊付き、長期休暇は1週間（渡米を含む）、毎朝の学校等への送りの面会交流を求め、母は、現行の頻度で十分と主張する事例＞

文化的背景を踏まえる必要があるなどの問題点があるなか、調査官による子の生活状況や子の意向・心情を調査し、子のために望ましい面会交流のあり方を提案するという調整の一例が紹介されました。

#### 事例2 フィリピン人妻から日本人夫に対して申し立てられた離婚調停事件と日本人夫からフィリピン人妻に対して申し立てられた子の監護者指定・引渡し調停事件

＜母は、夫と離婚したい、離婚にあたっては長女の親権者を母とすべきとし、父は、妻には長女の監護を

任せられないから、監護者は父とすべき、だから長女を引き渡せと主張する事例＞

調査官による子の監護状況の調査、試行的面会交流の実施などにより、子が安心して生活できる土台作りを行うという調整の一例が紹介されました。

### 3 質疑応答

#### ・渉外家事事件を扱うにあたっての東京家裁の体制。

→平成26年4月、東京家裁家事部に渉外関係を専門に扱う係を整備した。現在も、同様の係は、全国で東京家裁のみであると認識している。当時は書記官3名の係であったが、現在はその2倍程度の体制となっている。可能な限り英語等の外国語が可能な職員を複数配置するようにしている。また、面会交流の留意点についてのパンフレットは、英語について用意している。

#### ・外国人への案内や広報で工夫している点。

→東京高地区簡裁の霞が関庁舎全体としては、日本語による会話ができない来庁者への対応を行うため、一般職の中から協力者を募り、あらかじめ名簿登録した上で、手続案内等のサポートを行う制度がある。

#### ・調停において配慮していることは何か。

→語学に堪能な調停委員を選任するなどしている。なお、調停委員の委員から、調停委員は平成20年から渉外調停研究会を、年4回位、任意に開催し、各国の事情や渉外家事事件独自の問題などについて情報交換をしているとの話があった。

#### ・子に関わる渉外家事事件において、子の福祉をどのように配慮しているか。

→子の福祉を配慮することは日本人の事件でも同じだが、渉外家事事件においては、特に当事者の育ってきた環境や社会的背景を理解して、当事者に接するようにしている。

#### ・事件解決後に、取り決めの実効性が問題となることはないか。

→国外に義務者が帰国した場合など、履行が困難になることはある。

次回は、2019年11月18日、テーマは「少年審判事件手続における付添人の活動等について」です。

## もがれた翼パート 26

# 「素数とくるみ」の上演を終えて

子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 田畑 智砂 (64期)

### 1 子どもたちと弁護士が作るお芝居 「もがれた翼」シリーズの成り立ち

子どもたちは、慈恵的な保護の対象や客体ではなく人権享有主体であることを、高らかに宣言した「子どもの権利条約」(以下「条約」という)が、国連で採択されたのは、ちょうど30年前の1989年であった。

日本が、この条約を批准したのは、その5年後の1994年であり、決して早い決断ではなかった。当委員会は、日本での条約批准の節目に、子どもの人権をめぐる様々な現実を多くの市民に伝え、条約の浸透を図るための新たな手法を模索した。そして、1994年9月に、高校演劇部の協力を得て、校則違反による退学事件と児童養護施設の現実を訴える、2つの芝居を上演した(もがれた翼パート1「なぜ退学なの」、パート2「和子6歳、いじめで死んだ」)。

この活動が好評を博して、もがれた翼シリーズへと発展し、その後今日まで四半世紀にわたり、親子間や施設内での児童虐待、少年非行、学校内での退学・いじめ問題など様々なテーマを取り上げ、延べ1万人を超える市民に子どもの人権課題を伝えてきた。

そうした中、パート9「こちら、カリヨン子どもセンター」では、虐待や非行に巻き込まれ「今日、帰る家がない」という子どもたちへの支援の必要性を問いかけて、「子どもシェルター」という具体的な解決施策を提示した。この作品が多くの市民からの賛同を集めた結果、2004年には、日本で初めて、民間子どもシェルター「カリヨン子どもの家」が東京都内に誕生し、その後も、全国各地で子どもシェルターの設立が実現するなど(2019年9月現在17施設)、ソーシャルアクションの原動力ともなってきた。

また、近年では、豊島区、北区、文京区、港区との共催による開催を実現し、自治体連携を強化するツールともなっている。

### 2 パート26『素数とくるみ』

もがれた翼の脚本は、当委員会のもがれた翼運営チームを中心に、毎年、テーマ、市民に伝えるべきポイント、登場人物・あらすじなど、喧々譁々議論し、脚本家に提示する。この過程で、必要であれば勉強会も企画する。第一稿が提示された後も、現実を描くことに拘った修正作業が続く。

2019年のもがれた翼では、子どもの権利条約採択30周年を記念し、子どもの権利条約の中でも重要な概念の一つである「子どもの意見表明権」について、その意義を正面から取り上げた。

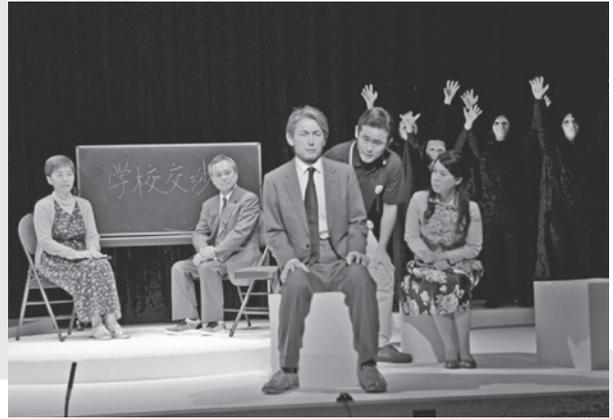
子どもの意見表明権には、多くの意義があるが、とりわけ、子どもに関わる司法判断や行政措置を講ずる際に、「子どもの最善の利益」を確保するための「手続的権利」としての位置づけがある。

「帰る家がない」「いじめにあった」など、子どもたちが直面する様々な困難について、条約は「子どもの最善の利益」を第一次的に考慮するべきとしている(第3条)。そして、何が子どもにとって最善かを検討するためには、まずは、決定に関与する大人たちが子ども自身の意見に耳を傾ける必要がある。

「素数とくるみ」では、SNSをも利用して、些細なきっかけで被害と加害がループする、学校内でのいじめを取り上げた。

今は、被害者となってしまったが、かつて加害者であった主人公の少女。そうした複雑な状況に大人たちは戸惑い、有効な言葉を持たない。

そうした中、被害少女の代理人弁護士は、少女に向けて、「いつでもお話を聴く」と繰り返し伝える。また、スクールロイヤーは、「子どもたちが意見表明する力もまだまだ成長途中です。でもそれは、手段や方法や機会が保障される中で、だんだんにできるようになってくることだろうと思います」と伝え、教



\*表紙裏にカラー写真を掲載しています。

師たちも、子どもたちの話を徹底的に聴こうと立ち上がる。

こうした取り組みの結果、いじめ加害を繰り返していた子どもたちにも生き辛さがあることや、家庭内での深刻な虐待も判明する…。

お芝居の最後に導き出された結論は、すべての聴衆を納得させるものではない。しかし、そうしたエンディングは、子どもたちに、大人の描く「解決像」を押し付けることはできないという、大人側の覚悟に伴うリアルな苦みを、私たちに体感させるものとなったのではないか。

### 3 当日の成功と来場者の声

本公演は、当会広報室の協力を得て新聞各紙がもがれた翼の上演を報じたおかげもあり、8月24日、25日の二日間にわたり、850人を超える市民が来場し、成功裏に収めることができた。

来場者からは、話を聴くことの大切さ、難しさに共感する声が多く聞かれ、自分は話を聴くことしかできないかもしれないけれど話を聴こうと思う等といった感想が寄せられた。子どもたちの間のいじめについて、特効薬を見いだせない現状を身にしみて感じて

いただいた方が多かったようで、世代や職業等を問わず、「とにかく話を聴くことがすべての基本」であることを再確認したとの感想が多かった。

また、子ども、親、教師皆悩んでいてそれぞれにサポートが必要といった感想や、一方のみを正義にしない多面的な描き方に共感する声もあり、考えさせられるラストにも好意的な感想が寄せられた。

来場者から回収したアンケートは617枚に及び、弁護士の役割や意義を含めて、脚本に込めたメッセージが確かに来場者に届いたことの手ごたえを感じるものであった。

### 4 最後に

もがれた翼シリーズが、四半世紀を超えて続いてきた背景には、上演を心待ちにしている多くの市民と、私たちと共にこうした市民の期待に応えようと献身してくれる市民スタッフの支えがある。

もがれた翼シリーズが、常に新しい問題を提起し、市民に愛され続けるものであるように、一層、尽力していきたい。

そして、これまで同様、多くの会員の皆様にも、この活動に温かいご支援をいただければ、幸いである。

# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第96回 日韓問題と憲法

憲法問題対策センター副委員長 殷 勇基 (48期)

徴用工に関する韓国大法院判決（2018年10月30日）以降、日韓問題は戦後最悪の状況になっているといわれている。日本政府は「問題は日韓請求権協定で解決済みだ。それをちゃぶ台返しをした韓国は国際法違反だ」などと非難し、日本のメディアも追随している。そして、両国は互いに、「ホワイト国」認定を取り消し、韓国では、日本製品の不買運動が起きるなど、その対立は深刻化している。

たしかに、日韓請求権協定（1965年）は、「完全かつ最終的に解決」と規定している（2条1項）。しかし、この「解決」という法的用語の意味するところが問題だ。日本政府は「(両政府の持つ) 外交保護権を放棄した」という意味にすぎず、「被害者の個人請求権は存続している」と一貫して解釈してきたし、現在もそう解釈している（1991年8月27日柳井外務省条約局長答弁、2018年11月14日河野外務大臣答弁（つまり、この答弁は上記判決後にされた答弁だ））。

被害者の個人請求権が残っているなら、この意味においては完全解決ではないと思える。つまり、日韓請求権協定という国際法に規定された「解決」という法的用語を、日本政府は「完全解決ではない」という意味に解釈してきたし、いまもそう解釈しているということだ。従って、日本政府の解釈によっても、同協定は、日本の加害企業が訴訟外で任意に被害者に支払をすることを法的に妨げない。

韓国大法院は2018年10月の判決（再上告判決）の前に、同一事件について2012年にすでに同旨の判決を出していた（上告審）。そのとき強い反応を示さなかった日本政府だったが、今回は大法院判決直後から、総理大臣、外務大臣などが大々的に韓国側に対する非難を展開した。

日弁連と大韓弁協（大韓弁護士協会）は、以上の論点に関連して、すでに2010年の時点で、日韓弁護士会共同宣言を出している\*1。宣言の発出後、日本のマスメディアの韓国担当記者たちや、韓国を研究す

る日本の研究者たちに、宣言の意義について説明する機会が複数回あった。だから、「解決」に関する上記の日本政府の解釈をこの人たちは知っている。

もし、今回の判決後、1週間以内くらいの時点で、これらの人たち、中でも日本のマスメディアが政府の説明を正していたら、事態は変わっていたのではないかと、とも思える。しかし、実際には日本のマスメディアがそうすることはなく、日本世論の大勢は、韓国が不合理を日本に押しつけていると受け取った。マスメディアは「初期消火」に失敗した。

しかし、それがいま、燃えさかりそうになっているのは、日本社会にも素地があったからだろう。2010年ころから激しくなった、日本でのヘイトスピーチの主たるターゲットは韓国だった。なぜ他国ではなく、韓国なのか。それは植民地支配の過去に起因している部分が大いだろうから、ヘイトスピーチと、今回の事態は根においてつながっている。

この問題は、日韓両国の憲法前文の違いにも象徴的にあらわれている。韓国憲法前文は「3・1運動で建立された大韓民国臨時政府の法統」に言及している。植民地支配（1910年～）に抵抗する1919年の3・1独立運動が韓国国家の正統性の根拠になっている。

これに対し、日本憲法の前文は「政府の責任で再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすること」は決意しているが（前文）、植民地支配については言及がない。戦後の日本が反省してきたのは、当初、主として1941年からの対・英米の戦争に関する責任で、1931年からの対中戦争に関する「侵略に対する責任」、1910年の韓国併合などの「植民地（支配）責任」についての意識は弱かったといえるだろう。

このような点に関して、議論をし、認識を深めていくことこそが、「恒久平和主義」をさらに深めて真に実質化し、「国際協調主義」に基づいて両国関係、ひいては東アジアの平和の基礎を固める、これも真の未来志向の作業だと思う。

\*1：日弁連ウェブサイト <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/101211.pdf>

# もっと知ろうよ！オキナワ！

## 第24回 ドローン規制法の改正について

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員 市川 洋樹 (70期)

### 1 はじめに

「国会議事堂，内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等，外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（以下「ドローン規制法」という）の改正法が，2019年（令和元年）5月17日に，成立した。この改正法については，同年6月13日から全面的に施行された。

ドローン規制法の対象となる「小型無人機」（ドローン規制法2条3項）には，ドローンやラジコンが該当し，ドローン規制法施行規則の規定により気球，ハングライダー，パラグライダーなど，人が乗って操縦し，飛行できるものも対象に含まれている。

このドローン規制法の改正の問題点についての議論状況を紹介する。

### 2 ドローン規制法改正の概要

#### (1) 規制区域の指定権限

ドローン規制法の改正により，規制区域について，防衛大臣が指定する対象防衛関係施設，国土交通大臣が指定する対象空港及びそれらの指定敷地等が追加されることになった。特に防衛大臣は，対象防衛施設の周囲おおむね300メートルについても規制区域に指定することができることと規定している（ドローン規制法6条2項）。

なお，ドローン規制法改正に併せて，「平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」及び「平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」も改正され，文部科学大臣は各競技会場等についてドローン飛行の規制区域を指定できることになった。

#### (2) ドローン規制法に反する飛行の退去等を命令する権限

改正前は，警察官，皇宮護衛官及び海上保安官がドローン規制法に反する飛行があると認めるときは，規制区域から退去させることその他必要な措置をとることを命じることができる（ドローン規制法9条）と

されていた。改正法では，自衛官についても当該権限が付与されることになった。

#### (3) 付帯決議

ドローン規制法の改正にあたっては，衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において，国民の知る権利及び取材・報道の自由が確保されるよう，本法に定められた対象施設の管理者は，対象施設ごとの特性に応じ，合理的な理由に基づき同意・不同意の判断を行うようにする旨の付帯決議がなされている。

### 3 防衛大臣又は国土交通大臣が規制区域を指定すること

各担当大臣の指定により規制区域になるので，その運用が画一的になされない恐れがある。

例えば，ドローン規制法2条1号ロでは，「内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸」と具体的に規定されている。このような規定をするならば，規制区域に関して国会での議論を踏まなければならない。ところが，改正法での条項では，国会の議論を踏まらずとも規制区域に指定することができてしまう。辺野古基地建設を推進している防衛省としては，辺野古基地建設に関してドローンによる撮影を快くは考えないはずであり，規制区域の指定の権限が防衛大臣に与えられたことで，仮に，防衛大臣による指定が恣意的に行われてしまえば，自衛隊や在日米軍の施設を撮影する取材は困難になる。防衛大臣が規制区域を指定するという委任立法の形を採ることについて，国会での議論が十分になされたのか疑問である。

なお，ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックについては，各大会が終了すれば，それらに関する規定による規制もなくなるが，防衛施設に関しては，そのような時間的な制限はない。

### 4 取材の自由及び国民の知る権利に対する侵害の恐れ

前述のとおり，仮に規制区域が恣意的に指定される

ならば、取材の自由及び国民の知る権利に対する侵害の恐れがより大きくなったといえる。

### (1) 沖縄弁護士会及び日本新聞協会の意見

沖縄弁護士会は、ドローン規制法に基づき辺野古新基地建設工事が進められている米軍キャンプ・シュワブ沿岸の提供水域を対象防衛関係施設として指定しないことを求める会長声明を公表している\*1。

辺野古基地周辺には、軟弱基盤があることが判明している。国民が基地の建設状況を知るには、ドローンによる撮影は簡便な方法であり、実際、ドローンを用いた取材により、汚染防止膜設置不備による濁り水の流出等が写真撮影され、その有無や程度等が客観的に示されてきた。ドローン規制法により規制区域と指定されればドローンを飛行させるために事前の同意が必要になるため、例えば報道機関のドローンが飛行する時は基地建設作業を止めるなど国民の監視機能が図れなくなることの恐れがある。2019年（平成31年）2月24日の辺野古基地建設の埋立てについて県民投票で反対票が多数派を占め、辺野古基地建設の是非について議論がなされなければならない状況下で、ドローン規制法改正によりその建設状況が見えなくなってしまう恐れがある。

一般社団法人日本新聞協会はドローン規制法の改正について、「身元が明確でテロ行為を行わない報道機関のドローンを一般のドローンと区別せず、一律に規制するものであり、適用の仕方によっては、取材活動に大きな影響を与えることとなります。」と取材の自由が侵害される恐れがあることを指摘している\*2。

### (2) 在日米軍施設について

防衛大臣は、在日米軍施設についても規制区域として指定することができる（ドローン規制法6条1項）。この指定がなされれば、当該施設の施設管理者は在日米軍ということになるが、日本法令の適用を受けない

米軍が、ドローン規制法に基づく同意をすることは期待できず、在日米軍施設の場合、不同意になった際、訴訟による救済ができるか不明である。在日米軍施設は、日本国内に存在する施設ではあるものの、より取材が難しくなる。

なお、政府は現時点で、自衛隊の13施設を指定しており、在日米軍施設は含まれていない。ただし、防衛省、警察庁、国土交通省及び外務省が連名で、米軍施設の上空でドローンなどを飛行させる行為をしないようお願いをする旨のポスターを配布・掲示している\*3。

## 5 おわりに

確かに、ドローンを自由に飛行できるとすると、ドローンからの防衛施設の撮影が無制約になってしまうため、一定のドローン飛行を禁止して、防衛上の秘密を守る必要がある。また、自衛隊機の離発着を行う防衛施設等においては、自衛隊機とドローンとの衝突の危険があること及びドローンを使い軍事施設を狙ったテロ行為が各国で発生していることから、防衛設備や自衛隊員に対する安全性確保の必要がある。施設管理者の同意を得れば、規制区域であってもドローンの飛行は可能であるため、取材の自由及び国民の知る権利との調整を図ったものとする余地もある。

しかしながら、辺野古基地に関していえば、現段階では防衛設備として機能しているわけではなく、あくまで建設段階であるから、守るべき防衛上の秘密が存在するとは思えず、また自衛隊機及び米軍機とドローンとの衝突の危険はない。少なくとも現段階では辺野古基地及びその周辺が、規制区域に指定されれば、取材の自由及び国民の知る権利を侵害することになると考えている。

\*1：沖縄弁護士会のホームページ <http://www.okiben.org/modules/contribution/index.php?page=article&storyid=191>

\*2：一般社団法人日本新聞協会のホームページ [https://www.pressnet.or.jp/news/file\\_20190208\\_01.pdf](https://www.pressnet.or.jp/news/file_20190208_01.pdf)

\*3：国土交通省のホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku01\\_hh\\_000086.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku01_hh_000086.html)

# 近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第79回 佐賀地判平成30年12月25日 (佐賀県農業協同組合事件)  
(労働判例ジャーナル 86号 42頁 / LEX/DB25562368)

農協組合員から職員に対するわいせつ行為について使用者の  
安全配慮義務違反を否定した例

労働法制特別委員会幹事 山崎 貴広 (70期)



## 第1 事案の概要

- 1 X (24歳) は、平成19年3月に農業大学校を卒業し、農業協同組合Yに採用され、営農指導員として稼働し、同20年4月頃からZ地区の担当をするようになった。Z地区には、Yの組合員等で構成される自主的組織であるP部会があり、Xは同部会を担当し、部会の研修旅行に係る宿泊先の手配、コンパニオンの手配を含む懇親会の設定や随行等を担った。
- 2 Xは、平成23年12月15日、P部会の研修に随行した折、部会長のA (63歳) から2次会のスナックと、宿泊先のホテルで、乳房を揉まれ、下着の上から臀部をなで回されるなどのわいせつ行為を受けた。Xは、平成22年頃からは部会の研修旅行に単独で随行するようになり、本件発生までに複数回、宿泊と懇親会を伴う研修に随行していた。
- 3 Xは研修終了後、直ちに本件事件を知人、上司、家族らに報告し、Aは同月17日、Yのセンター長、Yの部長同席の下、Xの両親に謝罪した。
- 4 Xは、平成24年1月19日、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) と診断され、同年9月2日まで休職し、その後、復職して事務職への配置転換がなされたが、1か月に1回程度の通院が継続し、同29年2月1日付けでYを退職した。
- 5 この間、XはAとの間で、同25年6月27日、代理人弁護士を介し総額1600万で示談をした。なお、Aは、同年7月9日、強制わいせつ致傷罪で、懲役3年 (執行猶予5年) の判決を受けた。
- 6 Xは、同28年9月1日、代理人弁護士を介してYに対し総額2200万円余りの賠償を求め、同年10月5日、本訴訟を提起した。

## 第2 裁判所の判断

XはYに対し、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(平成18年厚労告第615号/以下「本件指針」という)に基づき、Yの事前の安全配慮義務違反、事後の環境調整義務 (事実関係の把握、被害者に対する配慮、行為者に対する措置、再発防止措置) 違反等を主張し損害の賠償を求めたが、裁判所は、概要、以下のとおり判示し、請求を斥けた。

### 1 事前防止義務違反

Yの予見可能性を基礎付ける出来事としてXが主張するのは、Y組合員が、以前から、部会の研修旅行中に昼間から飲酒の上、移動のバスの中でXの脚を触り、背後からXに抱き付いて胸に手を当てた、全裸でサービスをするコンパニオンを懇親会に呼んだというものであるが、これらの出来事に係る行為者は、いずれもAではないし、Aが、本件事件より前に、Xに対しわいせつな行為をした事実も認められない。Aの行為は、好意を抱いていた女性の部屋で、深夜2人きりになったことを奇貨として及んだわいせつ行為であり、営農指導員としての業務の遂行に内在又は随伴する危険が現実化したものと評価することは困難である。したがって、Xが主張する出来事が本件事件を予見させるものであったとは認められない。

### 2 事後措置義務違反

Aは、Yの組合員であって、職員ではない。農業協同組合の組合員は、就業規則など事業主がつかさどる規範の影響が及ぶ者ではない。職員以外の行為について実効性のある防止策を講ずることは、行為者

が事業主、上司、同僚等である場合に比べて、一般的には困難な面があるし、対応に実効性が伴わない場合もあるといえる。したがって、事業主、上司、同僚等ではない者に対し、事実関係の確認・行為者に対する措置・再発防止措置を講ずることについては、事業主が取り組むことに一定の限界があると考えられる。以上の点からすれば、本件指針が定める措置義務の内容を、そのまま本件におけるYの安全配慮義務の内容とみることが困難である。もっとも、本件指針が定める措置義務の内容は、本件でも参考にすることができるといえる。

Xは、本件事件の直後、複数の上司に対し本件事件について説明し、当該上司から報告を受けた部長は、Aから事情聴取を試み、Xの同僚からも話を聞いている。Yは、本件事件の発生を把握した後、直ちにXとAの間を取り持って、謝罪の場としてホテルの一室を用意し、Aに謝罪をさせた。Xの復職に当たっては、Xの希望を考慮するとともに、主治医とも面談して指導を受けながら、配置転換、業務軽減等をするなどの配慮をした。

職員でないAに対し、Yが実効性のある措置を講ずることには困難な面があるところ、本件事件後、Yは、酒席での節度ある行動を呼びかける旨の文書を作成・回覧し、女性職員の酒席を伴う会議等への出席の範囲を限定する基準を作成するといった措置を講じ、Yの女性職員は、男性のみによる宿泊を伴う研修旅行に随行していない。Yの職員は、事務委託契約に基づき、部会の研修旅行に随行するにすぎないから、随行を要しないとすることは、再発防止に向けた措置として、より現実的なものというべきである。以上の事情を総合すれば、Yに事後措置義務違反があったとはいえない。

### 第3 検討

- 1 本件は、職員が職員ではない者から受けたわいせつ行為に関し、使用者の安全配慮義務違反が問われた事案であり、いわゆるカスタマーハラスメントの一事例として位置づけることができる。また、事実関係等からは、本件を環境型セクシュアルハラスメントの一事例としても位置づけることができる。
- 2 本判決は、Yの事前防止義務違反を否定しているが、本件の事実関係を前提とする限り、予見可能性（セクハラが横行していた組合員の研修旅行に、女性職員を単独で随行させることの危険性の予見）を肯定する余地もあろう。一方、本判決が、ハラスメントの行為者が職員以外の者である場合の使用者の事後措置義務の是非について判断している点は、実務上参考となるが、本件では、事後措置としての再発防止策としては、女性単独での随行を不要とするというシンプルなものである。その他、本判決は、Yの取った環境調整措置に一定の理解を示しているが、Xには十分と受け止められなかったようであり、ハラスメントへの対処の難しさを窺わせている。
- 3 2019年5月29日に女性活躍推進法等の一部を改正する法律が成立し、労働施策総合推進法が改正され、事業主のパワハラ防止措置義務が定められた。今後策定が予定されるパワハラに関し事業主が講ずべき措置等に関する指針には、カスタマーハラスメントについても明記されることが予定されている。カスタマーハラスメントの対応には本判決も示す難しさがあるところ、指針がどのような内容を示すのか注目される。

# 東と弁往來

## 第66回 法テラス秩父法律事務所



埼玉弁護士会会員  
高橋 洋徳 (69期)

2016年12月弁護士登録、東京弁護士会入会。  
小林・福井法律事務所にて養成を受ける。  
2018年1月埼玉弁護士会に登録換え、現在に至る。

法テラス秩父法律事務所  
(埼玉県秩父市)

### 1. はじめに

私は、社会人経験を経て、2016年12月に弁護士登録をして、2017年末まで東京弁護士会に所属した後、2018年から2年間、法テラス秩父法律事務所(埼玉県秩父市)に赴任しています。

2017年は、法テラスの養成弁護士として、小林・福井法律事務所(東京都新宿区)で養成を受けておりました。また、労働法制特別委員会の法教育部会と公務員部会に属しておりました。

養成中は、事務所の先輩方に付いて事件を担当させていただいて、受任から事件解決までのプロセスを学びました。単独で受任した事件の処理については事務所の先輩方に相談に乗っていただきました。また、法テラスや日弁連の研修に加え、各種の研修に多く参加し、赴任先での事件処理に役立つ知識を蓄えるように心がけました。

このように東京弁護士会においてとても充実した1年間の養成期間を終えた私は、感謝の気持ちを胸に、2018年1月、秩父の地に赴任しました。

### 2. 秩父の概況

秩父市と周辺の4町(小鹿野町、長瀨町、皆野町、横瀬町)を含めた秩父地域の人口は99,837人(2019年1月1日現在)です。秩父地域の高齢化率は約33.6%(同)に達し、超高齢社会が更に進んだいわば「超々高齢社会」といえる状況です。

首都圏からの交通アクセスは比較的良く、池袋から西武線の特急に乗って80分程度で着きます。自然が豊かで、武甲山をはじめとした山々に囲まれる中を荒川が流れ、芝桜、荒川ライン下り、SL(蒸気機関車)、温泉、祭、パワースポットと評される秩父三社巡りに札所巡り、果物狩り、秩父銘仙、そばうどん、わらじ



①寺坂棚田から見た武甲山  
②秩父路を走るSL



かつ・豚みそ丼・みそぼとと・漬物、各種のお酒にお菓子等と、観光産業やグルメ等が盛んな地です。

事務所は秩父市街にあり、警察署・裁判所・市役所・金融機関・郵便局の本局は事務所から近く、日々の仕事は自転車があれば事足ります。

秩父地域に法律事務所は3軒あり、弁護士は5名(2019年5月1日現在)おります。そのうち、法テラス秩父法律事務所は、弁護士3名、事務職員3名の体制です(2019年10月1日現在)。地域柄からか、利益相反は東京の時に比べ桁違いに多く生じているという点特徴的です。

### 3. 埼玉弁護士会での私の活動

埼玉弁護士会においては、消費者問題対策委員会に属し、時間が許す限り、研修講師などの活動をしています。また、熊谷支部所属であるため、支部例会などにも参加しています。研修にも時折出席しています。ただ、委員会や研修が行われる浦和の会場へは、片道2時間半程度かかります。

### 4. 事件関連

民事は、離婚・相続などの家事事件、債務整理事件が多い一方で、不動産に関する事件、ソフトウェア開発に関する事件、国家賠償請求事件なども担当しました。刑事は、住居侵入、窃盗、傷害事件が多いで

すが、薬物事件、毀棄事件なども担当しました。

事件処理で悩んだときは、事務所内の弁護士同士で話し合い、経験豊富な法テラスの支援室（民事）・研究室（刑事）の先輩方に相談させていただく等して、疑問を解決するようにしています。

秩父にはさいたま地方裁判所秩父支部等がありますが、合議事件や共犯事件の場合は同熊谷支部に行くことになります。

## 5. 連携活動—司法ソーシャルワーク（司法SW）

### (1) 病院相談員連絡会と「劇団いきあい」の公演

このような司法過疎地での弁護活動と並行して行ってきたのが、地域の医療機関・福祉職との間での、司法と福祉の連携活動（いわゆる司法SW）です。

既に、当事務所の歴代の弁護士については、秩父地域の病院の主に地域医療連携室に所属する相談員の方々による秩父郡市病院医療福祉相談員連絡協議会（病院相談員連絡会）にオブザーバーとして参加し、その後の懇親会にも顔を出すという体制がありました。私も欠かさず参加し、講義を担当する回では寸劇を取り入れて、自己破産の相談から解決までの流れを説明する等しました。秩父市に住んでいることもあり、仲良くなった相談員の方々とも、積極的に交流を深めていきました。

そうしたところ、この連絡会のメンバーも関わる「ちちぶ圏域ケア連携会議」が毎年主催している「劇団いきあい」の公演が今年6月に行われ、私も劇団員として参加しました。「劇団いきあい」は、ちちぶ版地域包括ケアシステム構築のために連携する多職種のメンバーによる素人劇団です。

今回の公演は、「第5回 ちちぶいきあいフォーラム 権利擁護、成年後見制度について学ぶ～あなたの“人生”を生きるために～」の中で行われました。連続講座である秩父市市民後見人養成講座の内容や、卒業生の市民後見人としての活躍の場面を、市民の皆さんに知ってもらうことを狙ったものでした。講座の様子や、認知症女性が福祉職の方々の支援を受けながら成年被後見人となり、講座の修了生が市民後見人となって奮闘する様子を、演劇に



③劇団公演・弁護士本人役 ④劇団公演直前の出演者の円陣

仕立てたものでした。台本・総監督は、連携会議メンバーの介護施設職員が担当し、役者は、医師・社会福祉士等の医療従事者、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、介護職員、弁護士などが演じました。私は、法律監修と、「成年後見制度の講義をする弁護士」本人役を担当しました。

かけあい漫才のようなシーンがあったり、「一人語り」のシーンがあったりで、会場は非常に盛り上がり、公演は大成功でした。約600人の観衆が食い入るように見ているのが、よく伝わってきました。

### (2) 公演を通じて

この出演自体、私にとってとても貴重な経験でしたが、何よりも、公演とその準備を通じて、多くの職種の方々が連携して、超々高齢社会を形成する秩父地域で成年後見制度の普及・啓発に貢献できたことが、非常に意義深いと感じました。準備は今年2月下旬から、実に16回、毎回2時間以上、出演者総出で魂をすり減らさんばかりに意見をぶつけて台本を磨き上げ、立ち位置・振り付け等の確認をしました。このようにしてできた関係は、何ものにも代えがたい財産となりました。私の顔も知られ、ほぼ毎月、メンバーが業務上直面する法律問題の相談を受けるようになりました。弁護士として地域に根ざした活動をするには、こうした交流を続けることが近道であり、大切であると実感しました。

## 6. 終わりに

司法SWの活動においては、歴代のスタッフ弁護士が、日頃から、収入や資産が少ない方々にも広く門戸を開いて、時間をかけて丁寧に粘り強く聞き取り、積極的に取り組んで法律問題を解決してきたことが、病院相談員連絡会や劇団への参加につながりました。また、私自身が秩父市に住み、肌感覚で秩父地域の状況を日々感じ、その上で、秩父地域の一員として活動してきた成果であるとも感じています。これからも地域の方々と連携し、地域にある法的問題を1つずつ丁寧に解決することを通じて、少しでも地域の皆さんの役に立つことができるよう、活動していきたいと思っています。

また、日々の事件処理において、試行錯誤しながら何とかここまでやってきたのは、養成時代に、小林・福井法律事務所の諸先輩方、東京弁護士会の諸先輩方から教えを受けた成果であると感じており、感謝の気持ちで一杯です。これからも、東京弁護士会に所属して養成を受け、地方に赴任して活動する弁護士が増えることを願っております。

## 司法修習で得た貴重な経験とアドバイス

会員 大橋 君平 (55期)

司法修習で経験したことは、私の法律家としての原点となった。

実務修習地は東京で、最初の刑裁修習で同じ部に配属された修習生4名で意気投合し、終始行動を共にした。よい仲間恵まれた。

刑裁での模擬裁判をよく覚えている。2件の殺人未遂で起訴された事件で裁判長役を務め、1件につき殺意を否定して正当防衛として無罪、もう1件につき過剰防衛として、執行猶予を付した。批判を受けるかと思ったが、指導担当裁判官は「実に気の毒な被告人で、説得的な判決だ。ただ、君平君、判決は厳粛なものだ。そんなに嬉しそうに宣告してはいけない」と講評して下さった。自分の考えで判決するのは勇気と配慮が要ると感じた。

刑裁の部長は、常々「裁判官の独立」を強調して、自分の判決が破棄されても上級審の考えが間違っていると思うのでなければならぬと語っておられた。修習生が意見を述べると、次の開廷時刻ギリギリまで指導して下さったが、法廷を傍聴しても質問が出ないと、ハッキリと強い不満を示された。修習生だけでなく、書記官や事務官にも気を配り、事件処理の傍ら論文も執筆しておられるかと思うと、お酒もよく飲まれる豪快な方だった。訴訟指揮も判断も厳しかったが、裁判官室ではいつも被告人が何を考えているのかを気にかけておられ、控訴率が低いのもうなずけた。

修習後、弁護士として私が担当したある刑事事件で、部長は控訴審の裁判長として私の無罪主張を退けた。部長は私の顔をじっと見つめつつ判決宣告されたが、私の主張は間違いだと確信されたに違いなかった。この

上なく残念なことに、部長は判決宣告後まもなく退官され、数か月後に亡くなられた。もちろん、私は部長の判断は間違いだと思っている。

民裁の部長は、常に訴状と答弁書を徹底的に検討して、当事者が指摘していない判例等まで調べ尽くし、初期段階で確度の高い見通しを示された。本人訴訟では、第1回口頭弁論期日に職権で本人尋問を採用・実施する手法を何度か見せていただいたが、本人作成の書面を含め記録を徹底的に検討した上でのことだと修習生にも理解できた。「裁判所の考えを的確に示せば、後は当事者が協議して、和解を含めしかるべき結論に行き着くだけだ」とのこと、修習生は、弁論準備手続は傍聴せず、訴状と答弁書の検討に時間を割いた。私には難しい課題だったが、限られた資料からも調査次第で多くを読み取れることを学ぶ機会を得たのは貴重な経験であった。

他にも、弁護修習で倒産事件の現場を見せていただいたこと、知財訴訟の準備書面を起案したこと、検察修習で涙を流して土下座して反省の態度を見せた被疑者の処分を議論したこと、すり検挙見学の際に刑事さんに「いい目つきをしている、我が社に来ないか」と冗談で誘われたことなど、何もかもが新鮮だった。

修習の最後に、検察教官から「単純で容易な事件のようでも、当事者には一大事だということを忘れるな」と、民弁教官から「事件処理に最低限必要な調査ですませることなく、幅広く知識を得ることを心掛けよ、5年で取り返しのつかない差になる」と、アドバイスを頂いた。実際にどこまで実践できたか心もとないが、この2つを心掛けることを誓って修習を終えた。

## 一人前の弁護士になるために

会員 鯖屋 雄大

### 1 はじめに

弁護士として仕事をはじめて10ヶ月ほどが経過した。あっという間という印象であるが、立ち止まって改めて振り返ると、どの案件においても新しい知識や経験など多くの学びがあり、濃密な時間を過ごせていると感じる。

修習中に諸先輩方から「まずは3年間、頑張ってみよう。そうすればきっと慣れてくる」とアドバイスをいただくことがあった。3年間…長い。鮭であれば生まれた川に戻ってくるほどの期間である。

長いと感じたが、やはり長期間にわたって研鑽を積んでいかなければ、一人前の仕事はできないのだと感じる。弁護士の業務は、高度な専門的知識やノウハウの蓄積が求められ、一種の職人のような性質も有しているのではないかと、実務を経験して改めて痛感する。一人前の寿司職人になるためには、「飯炊き3年、握り8年」といわれるように、プロとして仕事をしていくには、十分な下積みが必要であると感ずる。

### 2 研鑽と研修

私は、多岐にわたる分野を取り扱う設立3年目の小さな事務所に所属している。忙しい上司に対し、細かな知識やどのような段取りが必要であるかなどを確認する時間的余裕はなく、特にノウハウや経験について、自ら調べて取得することは困難である。

そんななかで、このようなスキルを習得するために非常に有益だと感じているのが、当会のクラス別研修である。

クラス別研修では、月1回程度、新規登録会員が約20人のクラスに分かれて、ゼミ形式で、労働事件、離婚事件、交通事故事件、相続事件、借地借家事件などの取り扱うことの多いテーマについて、初回相談から

解決までの一連の流れを検討し、案件の見通しや留意点などについて議論する。

研修後には毎回、懇親会が開催され、担任の弁護士や同期と業務の話だけではなく、休日の過ごし方などにも話が及ぶ。

副担任の弁護士は、週末にひとりで黙々と山に登ることで気持ちがリフレッシュするそうで、その弁護士によれば、弁護士の仕事は、さながら登山に挑戦し続けることのようなものであるとのことである（正直なところ、先輩のこのような格言もよく分からないこともあるのだが、次第にその感覚も理解できるようになるのかもしれない）。

このように、クラス別研修では幅広い分野について、非常に細かい留意点や、担任の弁護士の豊富な経験・ノウハウを教わることができる。毎回、新たな学びがあるだけでなく、自身が取り扱っている案件について相談することもでき、様々な視点からフィードバックをいただくことで、日々の業務を見直すことができる。

研修を通じて、日常の業務で扱っている案件についても、どのように進めていくべきかイメージを膨らませ、見通しを明確にすることができるなど、学んだことをそのまま日々の業務に活かすことができる。また、実務での経験を日々深めている同期から、多くの刺激を受けることができる。

### 3 おわりに

「飯炊き3年、握り8年」——。1日でも早く、まずは飯炊きができるようになりたいと感じる（弁護士にとって飯炊きとはなんだろうか…）。

とはいえ、飯を炊けるようになるよりも、一人前の仕事ができるようになって、美味しいお寿司を食べたい、と考えながら日々奮闘するのである。

## 『リトル・ダンサー』

2000年／イギリス／スティーヴン・ダルドリー監督作品

### バレエダンサーが舞台上で羽ばたく一瞬 格闘技に相通じる力強さ

会員 藤崎 太郎 (62期)



「リトル・ダンサー」  
価格 Blu-ray ¥2,000+ 税  
発売元・販売元  
株式会社 KADOKAWA

1984年、激しいストライキに揺れる英国北部のダーラム（ロンドンから400km超）の炭鉱町が舞台である。主人公は11歳のビリー、最愛の母親はすでに他界し、炭鉱労働者の父と兄、物忘れがひどくなった祖母の家族4人で暮らしている。通っていたボクシング教室の隣で練習していたバレエ教室に心惹かれ、父親に内緒でバレエ教室に参加しはじめる。バレエに対して偏見を持つ父親は猛反対するが、それに反比例するようにビリーはバレエに夢中になっていく。ビリーの潜在能力と可能性に気付いたバレエ教室のウィルキンソン先生による個別レッスン（父親に内緒）を受け、ビリーは英国ロイヤルバレエ学校のオーディション受験を勧められるまでに上達するが、父親は依然としてバレエに理解を示さない。

ストライキの影響で暗く沈んだクリスマスの夜、鬱屈した思いを発散させるかのごとく、情熱的に踊るビリーの姿を目の当たりにした父親は、息子の才能にやっと気付く。父親はビリーを応援することを決意。ビリーはロイヤルバレエ学校の受験に改めて挑戦し、合格する。

14年後、ロンドンのシアター・ロイヤル・ヘイマーケットの客席に父親と兄が、その隣には親友のマイケルがいる。家族の来場を伝えられると、舞台裏に控えるビリーの精悍な顔にかすかながらも優しい笑みが一瞬浮かぶ。息子の姿を待つ父親の目はすでに潤んでいる。

ビリーが、大きな白鳥として舞台上に羽ばたく…。

公開当時、映画CMが比較的コミカルな作りであったこともあり、見る前のイメージと見終わった直後のインパクトとの落差が大きく、良い意味で裏切られたことを覚えている。

25歳に成長したビリー（アダム・クーパーという世界的バレエダンサー）が白鳥として舞台上に飛び立つ最後の一瞬は、アポロ・クリードに勝利したロッキーのエンディングシーン（『ロッキー』／1976年／アメリカ）に相通じる力強さを感じるものであった（なお、この映画では「バレエは女の子が習うもの」という父親の偏見に沿う形でボクシングとバレエとが対照的なものとして取り扱われている）。

この映画を“イングリッシュ・ドリーム・ムービー”と評するものもあるが、それも頷けるような気がするところである。

ビリーがバレエを始めたことを無心に喜ぶ祖母や親友のマイケルもいい味を出している。なかでも、一番味があるといえるのは、父親の理解を得られずに悶々としていたビリーに手を差し伸べてバレエを教えたウィルキンソン先生である。ロイヤルバレエ学校に合格したビリーが報告に行っても、恩着せがましいそぶりなど決して見せない。清々しくてカッコよい。

本作は、本国イギリスのほか、各国でローカル版のミュージカルが製作されている。日本のローカル版ミュージカルの初演は2017年。2020年夏には再公演が予定されているとのことである。



# 企業内弁護士と外部弁護士の魅力比較

会員 寒川 智美 (54期)

この7月に、13年あまりの会社員生活に終止符を打ち、事務所での執務を再開した。長かったようで短い、短かったようでやはり長かった13年。両者の魅力を（欠点でなく）比べてみる。

まず、企業内弁護士の魅力第1位は、多様な人と特殊な一体感を持って仕事ができることである。経営者のひらめきや苦悩、企画担当者の慧眼と深慮、営業担当者の情熱、開発者の嗅覚・突破力、工場設計・運営における緻密さ・用意周到さ、人事担当者の親切さと腹黒さなどの周囲の才能に圧倒されつつ、法務の専門性を発揮し、アイデアを出し、周囲と融合しながら事業活動をする。これは非常に刺激的で、純粋に楽しい。

魅力第2位は、ベタだがワークライフバランスが良いことである。もちろん、業務によっては土日の稼働もあるし、早朝・深夜の会議もある。ただ本当に困難な場合は、周囲に相談すれば（日本では）サポートが得られることが多く（逆に自分が周囲を支援するときもある）、組織として何らかの対応がされることが多い。1人欠けても事業が止まることはない。「歯車」であることは悪いことばかりではない。

企業内弁護士の魅力第3位は、ランチを摂る時間があること。会社では基本的に昼休みが確保され、昼食が摂れる（急げば仮眠も可能、寝言に注意）。しかも、社員食堂では、刑務所のように食の不満が職場への不満に影響すると配慮されているのか、1食400円程度。但し、お味の方は値段相応である。

次に外部弁護士の魅力に移る。まず第3位だが、外出が増えてビールがおいしい、机の上に書類を積み上げても注意されないなど諸々あるが、まじめに、法律知識を得る機会が多いことを挙げる。事務所には

相当な雑誌・書籍があり、弁護士会の研修も、東弁護士ネット研修という定額使い放題のサービスもある。同じ事務所の弁護士とは当然だが、他の事務所の弁護士ともノーネームベースで、事案について議論し、懸念点を相談できる。恵まれていると思う。

外部弁護士の魅力第2位は、自己責任で時間を自由に使えることだ。会社では中々難しい。ノンコアフレックスの会社とコアフレックスの会社に勤務したが、前者はコアタイムの時間帯にもよるだろうがあまり意味がなく、後者は上司次第であった。大らかな上司の元では外部弁護士と同様自由を謳歌できるが、細かい上司にはフレックス利用の正当理由がないと気まずく、「前日が飲み会のため」などというのはよろしくない。また「中抜け」には意外と強い圧力がかかる（ように感じた）。入社2日目、通勤用の自転車を買うために1時間半ほど外出したら白い目で見られたことを思い出す。さらに最近は、働き方改革により午後8時以降の就業は原則禁止である。これに対して外部弁護士は、自分の責任で時間を管理できる。夜中まで業務に追われるのも（まだ）楽しい。飲み会の翌日に遅めに出勤し、集中して仕事をするのもまた幸せである。

最後に外部弁護士の一番の魅力だが、私にとっては、いろいろな方と多彩な仕事ができることである。企業に入る前には意識していなかったが、様々な依頼者から事情を伺い、ときに教わり、依頼者の悩み抜いた決断を実現するよう多面的にお手伝いをすることは、ドラマティックで有意義である（ことが多い、と思う）。

いろいろ書いたが、まずは外部弁護士新1年生として、日々研鑽に努めたい。

**法律学**

『市民法学の新たな地平を求めて 法哲学・市民法学・法解釈学に関する諸問題』酒匂一郎／成文堂  
『法哲学講義』酒匂一郎／成文堂

**外国法**

『変化する法務と中国人の商習慣・国民性』奥北秀嗣／第一法規  
『アメリカ証券取引法入門 改訂版』山本雅道／第一法規  
『アメリカ高齢者法』樋口範雄／弘文堂

**憲法**

『憲法の普遍性と歴史性 辻村みよ子先生古稀記念論集』山元一／日本評論社  
『安保法制は憲法違反』安保法制違憲訴訟の会／日本評論社サービスセンター  
『戦争裁判と平和憲法』児玉勇二／明石書店  
『6ヶ月で構築する個人情報保護マネジメントシステム実施ハンドブック 第2版』同文館出版

**選挙法**

『参議院選挙の手引 令和元年』選挙制度研究会／ぎょうせい

**行政法**

『行政法 第6版』桜井敬子／弘文堂  
『行政訴訟の実務と理論』斎藤浩／三省堂

**警察法**

『仮処分等を活用した反社会的勢力対応の実務と書式 第2版 相談・受任から訴訟までの実践対策』埼玉弁護士会／民事法研究会

**財政法**

『地方財政健全化法とガバナンスの経済学』赤井伸郎／有斐閣  
『自治体財政健全化法のしくみと運営 制度の詳解と運用のポイントがわかる』小西砂千夫／学陽書房

**税法**

『リーガルマインド租税法 第5版』増田英敏／成文堂  
『ステップアップ租税法と私法』酒井克彦／財経詳報社  
『基礎から身につく国際課税 令和元年度版』川田剛／大蔵財務協会  
『事例から見る税務と法務の接点 民法（相続法）改正対応』東京税理士会／大蔵財務協会  
『Q&A実務国税徴収法 令和元年版』黒坂昭一／大蔵財務協会  
『すぐに役立つ必ず必要になる！不動産税金（売買・賃貸・相続）の知識』三修社  
『ミス事例でわかる法人税の実務ポイント』渡邊崇甫／新日本法規出版  
『ミス事例でわかる源泉所得税の実務ポイント』伊東博之／新日本法規出版

『図解グループ法人課税 令和元年版』中村慈美／大蔵財務協会  
『図解譲渡所得 令和元年版』中野欣治／大蔵財務協会  
『図解法人税 令和元年版』青木幸弘／大蔵財務協会  
『無対価組織再編・資本等取引の税務』佐藤信祐／中央経済社  
『公共用地取得の税務 令和元年版』中野欣治／大蔵財務協会  
『ミス事例でわかる相続税・贈与税申告の実務ポイント』山本信行／新日本法規出版  
『相続税更生の請求 Q&Aと事例解説』渡邊定義／新日本法規出版  
『図解財産評価 令和元年版』加藤千博／大蔵財務協会  
『一目でわかる小規模宅地特例100 2019年度版』赤坂光則／税務研究会出版局  
『印紙税法基本通達逐条解説 令和元年版』川崎令子／大蔵財務協会

**地方自治法**

『広域連携の仕組み 改訂版 地方自治法 一部事務組合・広域連合・連携協約の機動的な運用』木村俊介／第一法規  
『法務に強くなる！レベルアップ地方自治法解説』田村達久／第一法規

**民法**

『論点体系判例民法 第3版 8 不法行為1』能見善久／第一法規  
『論点体系判例民法 第3版 9 不法行為2』能見善久／第一法規  
『離婚に伴う財産分与 裁判官の視点にみる分与の実務』松本哲弘／新日本法規出版  
『意思決定支援実践ハンドブック「意思決定支援のためのツール」活用と「本人情報シート」作成』日本社会福祉士会／民事法研究会  
『高齢社会における相続法の課題』新・アジア家族法三国会議／日本加除出版  
『キャッチアップ改正相続法の税務 令和元年度税制改正対応』酒井克彦／ぎょうせい  
『解説民法（相続法）改正のポイント』大村敦志／有斐閣  
『改正相続法の解説』ぎょうせい  
『遺言相談標準ハンドブック 改訂版 法律・税金・登記・不動産評価・信託etc.各分野の専門家がQ&A形式で解説！』奈良恒則／日本法令  
『建物賃貸借 改訂版 建物賃貸借に関する法律と判例』渡辺晋／大成出版社  
『登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究報告書～所有者不明土地問題の解決に向けて～』の概要』金融財政事情研究会／金融財政事情研究会  
『設問解説渉外戸籍実務の処理 改訂 3 離婚編』渉外戸籍実務研究会／日本加除出版

**商事法**

『ベンチャー企業による資金調達の法務』桃尾・松尾・難波法律事務所／商事法務

『新しい民法と保険実務』嶋寺基／保険毎日新聞社

**刑法**

『刑事法の理論と実務 1』佐伯仁志／成文堂  
『交通事故解析の基礎と応用 改訂版』山崎俊一／東京法令出版  
『組織的犯罪処罰法ハンドブック 逐条解説から犯罪事実記載例まで』加藤俊治／立花書房

**司法制度・司法行政**

『司法試験の問題と解説 2019』法学セミナー編集部／日本評論社  
『法曹の倫理 第3版』森際康友／名古屋大学出版会  
『弁護士研修ノート 改訂 相談・受任～報酬請求課題解決プログラム』原和良／第一法規

**訴訟手続法**

『法律文書作成の基本 第2版』田中豊／日本評論社  
『民事保全 4訂版』須藤典明／青林書院  
『離婚と子の監護紛争の実務 家事事件リカレント講座』若林昌子／日本加除出版  
『和解・調停の手法と実践』田中敦／民事法研究会  
『全国付添人経験交流会報告集 第29回』日本弁護士連合会子どもの権利委員会／日本弁護士連合会子どもの権利委員会

**経済産業法**

『インターネットにおける誹謗中傷法的対策マニュアル 第3版』中澤佑一／中央経済社  
『eスポーツの法律問題Q&A プレイヤー契約から大会運営・ビジネスまで』eスポーツ問題研究会／民事法研究会  
『景品表示法ガイドブック 2019年7月改訂版』公正取引協会／公正取引協会  
『アドバンス金融商品取引法 第3版』長島大野常松法律事務所／商事法務  
『教科書では学べないM&Aの実務“知識”ではなく“経験”を補う一冊』熊木明／清文社  
『プライベート・エクイティ・ファンドの法務 第2版』福田匠／中央経済社  
『新クレジット・デリバティブのすべて』土屋剛俊／財経詳報社  
『暗号資産の法律・税務・会計 改正資金決済法対応』松嶋隆弘／ぎょうせい  
『わかりやすい宅地建物取引業法 新版』周藤利一／大成出版社  
『不動産取引における心理的瑕疵の裁判例と評価 新版 自殺・孤独死等によって、不動産の価値はどれだけ下がるか？』宮崎裕二／プログレス  
『逐条解説消費者契約法 第4版』消費者庁消費者制度課／商事法務  
『金融法提要 預金・融資・決済手段』柴崎暁／成文堂  
『実務家が知っておきたい顧問先企業のための「銀行からの融資」ハンドブック メガバンク融

資担当者の視点で学ぶ、中小企業への融資事例とポイント』井村清志／日本加除出版  
『年次報告書 令和元年度』日本貸金業協会

#### 知的財産法

『知財活用の局面・目的に応じた知的財産価値評価の実務』大津洋夫／経済産業調査会  
『農林水産関係知財の法律相談 1』青林書院  
『農林水産関係知財の法律相談 2』日本弁護士連合会／青林書院  
『続・知的財産法最高裁判例評釈大系』小野昌延先生追悼論文集刊行事務局／青林書院  
『特許法 第4版』中山信弘／弘文堂  
『特許権・進歩性判断基準の体系と判例理論改訂版』永野周志／経済産業調査会  
『産業財産権法の解説 平成30年 特許法等の一部改正』特許庁／発明推進協会  
『著作権法 第4版』岡村久道／民法法研究会

#### 交通法

『自動運転と社会変革 法と保険』中山幸二／商事法務

#### 労働法

『労務管理の原則と例外 働き方改革関連法対応 補訂版』野口彩子／新日本法規出版  
『LGBTIの雇用と労働 当事者の困難とその解決方法を考える』三成美保／晃洋書房

『明日、相談を受けても大丈夫！ハラスメント事件の基本と実務』横山佳枝／日本加除出版  
『パワーハラスメントに関する法律実務』外井浩志／税務研究会出版局  
『就業規則の変更による労働条件不利益変更の手法と実務』浅井隆／日本法令  
『条文の役割から考えるベーシック就業規則作成の実務』川嶋英明／日本法令  
『就業規則モデル条文 第4版 上手なつくり方、運用の仕方』中山慈夫／経団連出版  
『知って得する助成金活用ガイド 令和元年度版 厚生労働省(労働)分野』社労士助成金実務研究会／日本法令  
『労働保険の実務相談 令和元年度』全国社会保険労務士会連合会／中央経済社

#### 社会保障法

『社会福祉の手引 2019』東京都福祉保健局／東京都生活文化局広報広聴部都民の声課  
『社会保険の実務相談 令和元年度』全国社会保険労務士会連合会／中央経済社

#### 医事法

『医療情報と医事法』甲斐克則／信山社

#### 衛生法

『食品表示の法律・実務ガイドブック 新訂版』石川直基／第一法規

#### 環境法

『逐条解説土壌汚染対策法』環境省水大気環境局／新日本法規出版  
『土壌汚染土地をめぐる法的義務と責任』小澤英明／新日本法規出版

#### 教育法

『学校内弁護士 第2版 学校現場のための教育紛争対策ガイドブック』神内聡／日本加除出版  
『東京「再雇用拒否」第3次訴訟の記録 2014年1月15日-2018年7月19日の闘い』東京「再雇用拒否」第3次訴訟原告団

#### 国際法

『Q&A 国際相続の実務と国外転出時課税』税理士法人タクトコンサルティング／日本法令  
『国際経済法 第3版』中川淳司／有斐閣  
『英文ライセンス契約実務マニュアル 第3版』小高寿一／民法法研究会  
『外国人スタッフ雇用のための社会保険・労働法ガイド 日英対訳付き』渡慶次佳朗／秀和システム

#### その他

『フランスの公務員制度と官製不安定雇用 図書館職を中心に』薬師院まるみ／公人の友社

### 「表現の不自由展・その後」 展示再開の報に接しての会長声明

1 開会からわずか3日で中止になった「あいちトリエンナーレ2019」の企画展「表現の不自由展・その後」が、明日にも再開されるべく関係者間の調整が続いているとの報に接した。

当会は、去る8月29日に会長声明を発出し、芸術を含む多種多様な表現行為が保障されることが民主主義の存立にとって不可欠であることから、「表現の不自由展・その後」の展示に対して犯罪予告を含む攻撃によって表現行為を阻止しようとした人々に抗議するとともに、警備体制を見直した上での展示再開を求めている。

したがって、展示再開に向けた関係者の努力と決断に敬意を表するものである。

2 ところが、あいちトリエンナーレ実行委員会会長である大村秀章愛知県知事が展示再開を示唆した翌日の9月26日、文化庁は、「あいちトリエンナーレ2019」の主催者である愛知県が申請していた補助金について、採択が決定していたにもかかわらず、全額不交付とする旨を公表した。

補助金不交付の理由について、文化庁は、表立っては展示内容を理由とすることなく、「(愛知県は) 来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにもかかわらず、それらの事実を申告することなく採択の決定通知を受領した上、補助金交付申請書を提出し、その後の審査段階においても、文化庁から問合せを受けるまでそれらの事実を申告し」なかったと説明している。

3 しかし、このような手続的な理由で補助金不交付を決めた前例はないと文化庁も認めており、かねて菅官房長官が、補助金不交付に言及していたことなどの経過に鑑みても、上記理由は後付けであって、あくまでも展示内容が政府にとって好ましくあらざる内容であるとして補助金不交付を決めたことが強く窺われる。

そもそも、補助金申請時及びその後の経過の中で、主催者は、論争を呼ぶであろう展示が含まれていることは認識し

得たかもしれないが、テロ予告などの犯罪的行為により中止の已む無きに至ることまで認識していたわけではない。実際、テロ予告の中には、そのわずか2週間前に発生した京都アニメーションに対する放火事件を彷彿とさせる内容も含まれていたのであるが、補助金申請時に、誰が未だ発生していない京都アニメーション放火事件を「認識」できるであろうか。展示中止は、あくまでも結果論である。

補助金事業採択の審査に当たった有識者からなる審査委員会にも知らされることなく、文化庁が補助金不交付を決めたということも、手続の瑕疵に藉口した恣意的な行政権行使であることを窺わせるものである。

このようなことが前例となれば、補助金不交付をおそれるあまり、今後、補助金が交付される文化事業において、表現行為は萎縮してしまう。それでは芸術・文化の発展はあり得ない。

恣意的な行政権行使によって補助金を交付したりしなかったりするという事は、憲法で保障された表現の自由に対する不当な介入であるとともに、平等原則にも反する。

4 芸術は、政治的表現を含む作者の思想信条が形に表れるものである。中には論争を呼ぶような表現行為もあろう。その価値をどのように評価するかは、観る人に委ねられるべきものである。

かの有名なピカソの「ゲルニカ」は、ナチスドイツによるゲルニカ爆撃を批判する内容であり、発表当初の評価は高くなかったが、後に反戦や抵抗のシンボルとして高く評価されるに至った。

「表現の不自由展・その後」が無事に再開され、今回の一連の騒動が、社会の中で、思想信条のいかんにかかわらず表現の自由が保障されることが重要であるという価値観を共有するための契機となり、社会の成熟のための試練であったと考えられるようになることを期待する。

2019年10月7日

東京弁護士会会長 篠塚 力

---

## 台風第19号による被災に関し被災者に対する支援活動に取り組むことの 東京三弁護士会会長声明

---

この度の大豪雨により被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

東京三弁護士会は、本日より、被災者の皆様から無料電話相談（03-3581-2233）を受け付け、生活再建・事業再建に寄り添って参ります。

東京三弁護士会は、10月13日、被災された皆様の生活・事業の再建を支援するため、各会において災害対策本部を設置致し、復旧・復興を支援するため東京三弁護士会災害復旧・復興本部を設置しました。

そして、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン実施への協力体制の構築、災害時ADR（話し合いによる解決）の実施等に取り組んでまいります。

東京三弁護士会は、東日本大震災、熊本地震、西日本豪

雨災害等における相談対応等で培った経験をもとに、また、自然災害を経験した他の弁護士会の助言もふまえながら、今後も日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、その他弁護士会、自治体、災害復興まちづくり支援機構、専門士業、民間ボランティア等と連携し、被災者の皆様が一日でも早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、復興支援のための活動に全力を尽くします。

被災者の皆様、遠慮なく、無料電話相談をご利用ください。

2019年10月15日

東京弁護士会 会長 篠塚 力  
第一東京弁護士会 会長 若林 茂雄  
第二東京弁護士会 会長 関谷 文隆